

国際環境協力戦略検討会報告書

- 21 世紀におけるより戦略的・効果的・包括的な国際環境協力のために -

平成 16 年 10 月

国際環境協力戦略検討会

目 次

はじめに - 国際環境協力戦略の検討の背景.....	1
I. 国際環境協力の理念及び基本方針.....	5
1. 理念及び目標.....	5
1 1 理念.....	5
1 2 目標.....	5
1 3 目標設定の背景.....	7
2. 基本方針.....	9
2 1 今後の国際協力の基本方針.....	9
(1) 東アジア諸国とのパートナーシップに基づく協力.....	9
(2) 様々な主体の参加の促進・主体間の連携強化.....	9
(3) 必要な国内体制の整備.....	10
(4) 重点分野を考慮した協力.....	10
2 2 国際環境協力を進める上での配慮すべき事項.....	11
II. 国際環境協力の現状と課題.....	12
1. 世界的・地域的な枠組みづくりの現状と課題.....	12
(1) 世界的な枠組みづくり.....	12
(2) 地域的な枠組みづくり.....	13
2. アジア太平洋地域における環境管理の現状と課題.....	15
(1) 地域・準地域レベルの計画づくり.....	15
(2) 政策の実施状況の点検・評価.....	16
(3) 共同研究.....	16
(4) 情報・データの整備.....	17
(5) 開発途上国の環境管理能力.....	18
(6) ODA 等.....	19
3. 国際環境協力実施体制の現状と課題.....	21
3 - 1 国際環境協力のための国内基盤.....	21
(1) 環境協力のための情報.....	21
(2) 人材の育成と活用.....	21
(3) 資金確保と活用.....	22
3 - 2 環境協力の推進体制.....	23
(1) 国際機関への人材の派遣.....	23
(2) 関係機関による連携・調整.....	24
(3) 環境省等の体制.....	24
(4) 地方公共団体・企業・NGO/NPO の協力体制.....	25
(5) 研修員の受入・開発途上国におけるサポート体制.....	26
III. 今後の国際環境協力の取組みの方向.....	28
1. 世界的・地域的な枠組みづくりへの戦略的な関与.....	28
(1) 地球環境の保全に関する世界的な枠組みづくりへの我が国の積極的な関与.....	28
(2) 東アジア環境共同体の構築に向けた我が国のイニシアティブ.....	29
2. 地域の枠組みに基づく包括的な環境管理プログラムの推進.....	32
(1) 地域・準地域レベルの計画・戦略の作成及び実施.....	32

(2) 環境管理の点検・評価の仕組みづくり	33
(3) 共同研究や研究ネットワークのより一層の推進	33
(4) 効果的な情報ネットワーク等の整備	34
(5) 開発途上国の環境管理能力向上・環境教育プログラムの開発と実施	34
(6) 我が国 ODA の効果的な活用及び紛争後の復興時における環境協力	35
3. 国際環境協力実施体制の強化	37
3 - 1 新たな国際環境協力のための国内基盤の強化	37
(1) 環境協力に有効な情報基盤の整備	37
(2) 新たな国際環境協力に不可欠な人的基盤の強化	37
(3) 新たな国際環境協力の推進のための資金の確保・効果的活用	39
3 - 2 新たな国際環境協力を進めるための体制強化	39
(1) 国際機関への人材の戦略的な派遣	39
(2) 効果的かつ包括的環境協力のための関係機関の連携・調整	40
(3) 環境省等の体制強化	40
(4) 地方公共団体・企業・NGO/NPO の協力体制の強化	41
(5) 我が国の研修体制と開発途上国におけるサポート体制の強化	42
おわりに - 「国際環境協力戦略」の具体化に向けて	44
参考資料1 国際環境協力の現状	45
参考資料2 今後の国際環境協力の取組みの方向(補足)	54

略語表

3R	発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)
AANEA	東アジア大気行動ネットワーク
ADB	アジア開発銀行
AE / JPO	アソシエート・エキスパート / ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー
APEC	アジア太平洋経済協力会議
APFED	アジア太平洋環境開発フォーラム
APNEC	アジア太平洋 NGO 環境会議
AP-net	アジア太平洋地球環境温暖化情報ネットワーク
ASEAN	東南アジア諸国連合
CDM	クリーン開発メカニズム
CEPF	クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金
CITYNET	アジア太平洋都市間協力ネットワーク
COE	center of excellence (中核的研究機関)
CSR	企業の社会的責任
EANET	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク
EIC ネット	環境情報コミュニケーションネットワーク
EMEP	European Monitoring Evaluation Program (欧州監視評価計画)
ESCAP	アジア太平洋経済社会委員会
EU	欧州連合
FASID	(財)国際開発高等教育機構
FTA	自由貿易協定
G8	先進 8 カ国、主要 8 カ国
GBIF	地球規模生物多様性情報機構
GDP	国内総生産
GEA	地球環境行動会議
GEC	(財)地球環境センター
GEF	地球環境ファシリティー
GTI	国際分類学イニシアティブ
ICETT	(財)国際環境技術移転研究センター
ICRI	国際サンゴ礁イニシアティブ
IGBP	地球圏・生物圏国際協同研究計画
IGES	(財)地球環境戦略研究機関
IGES/APN	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク
IHDP	地球環境変化の人間社会的側面国際研究計画
ISO	国際標準化機構
IUCN	国際自然保護連合
JANIC	国際協力 NGO センター
JBIC	国際協力銀行
JI	共同実施
JICA	独立行政法人国際協力機構

JIS	日本工業規格
KITA	(財)北九州国際技術協力協会
LUCC	土地被覆土地利用変化
MDGs	ミレニアム開発目標
NEAC	環日本海環境協力会議
NEAR	北東アジア地域自治体連合
NEASPEC	北東アジア環境協力プログラム
NGO/NPO	非政府組織 / 非営利組織
ODA	政府開発援助
OECC	(社)海外環境協力センター
OECD	経済協力開発機構
PM	粒子状物質
POPs	残留性有機汚染物質
TEMM	日中韓三カ国環境大臣会合
UN-CSD	国連持続可能な開発委員会
UNDP	国連開発計画
UNEP	国連環境計画
UNEP-IETC	国際環境技術センター
WCRP	世界気候研究計画
WEPA	アジア水環境パートナーシップ
WHO	世界保健機関
WSSD	持続可能な開発に関する世界首脳会議

国際環境協力戦略検討会委員名簿

委員名	所属
加藤久和	名古屋大学大学院法学研究科教授
北脇秀敏	東洋大学国際地域学部教授
鈴木克徳	国際連合大学高等研究所上席客員研究員
内藤英夫	(財)北九州国際技術協力協会環境協力センター次長
中村正久	滋賀県琵琶湖研究所所長
(座長) 廣野良吉	成蹊大学名誉教授
森康二郎	(財)国立公園協会研究センター長
山瀬一裕	(財)自然環境研究センター常務理事
山村尊房	(財)地球環境戦略研究機関アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)センター長

はじめに - 国際環境協力戦略の検討の背景

平成 4 年 5 月に中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会が、「国際環境協力のあり方(以下、現「あり方」という)について」を環境庁長官に対して答申してから、既に 12 年が経過した。この間、環境基本法でも「地球環境保全等に関する国際協力等」が規定され、同法に基づく基本計画でも、国を挙げて取り組むべき課題との認識のもとに国際環境協力の施策が示され、我が国の国際環境協力は目覚ましい進展を示している。

現「あり方」では、前文において、地球規模での持続可能な開発は、世界の国々が目指すべき命題とし、命題の達成のためには、先進国、開発途上国が協力して行動することが必要であることを示した。そして、『国際環境協力とは、地球規模での持続可能な開発の達成のための世界的連帯、協調行動を意味する』とし、『先進国から開発途上国に対する一方的な「援助」ではなく、地球的規模で相互依存が深まる中で、地球上の人類全体の生存と生活の向上を確保するためのパートナーシップに基づく「協力」である』としている。

このような考え方は今後も維持すべきであるが、現「あり方」で示された政府開発援助(ODA)を中心とした国際環境協力のあり方は、国際環境協力を巡るこの間の大きな変化に十分対応できなくなっている。

先進国を中心とする経済活動水準の一層の高度化、開発途上国を中心とした貧困と人口の急増・都市集中、さらには 1980 年代から急速に進んだ経済のグローバル化により、地球温暖化、熱帯林の減少などの地球環境問題が顕在化した。開発途上国における環境問題も複雑さを増し、工業化に伴う環境破壊が進む一方、貧困に起因する環境破壊が深刻な問題となってきた。これらに対応するため、1990 年代を通じて開発と環境が世界的な課題として国際的に議論され、1992 年 6 月にブラジルで開催されたリオ・サミットでは、持続可能な開発を理念とした行動計画「アジェンダ 21」が採択され、さらに気候変動枠組条約、生物多様性条約に加え、森林原則声明も採択された。その後、砂漠化対処条約、京都議定書、カルタヘナ議定書等が採択され、地球的規模での環境問題に対する世界的な枠組みが数多く成立するなど、世界的な取り組みが進展した。

持続可能な開発の達成に向けては、先進国の率先的な取り組み、開発途上国の能力に応じた取り組みに加え、各国のパートナーシップに基づく協働の取り組みが求められている。しかしながら、1990 年代は、開発途上国の持続可能な開発について目に見える成果が得られなかった時代でもあり、援助関係者の中でこれまでの開発途上国援助のアプ

ローチに対する反省が生まれた。2000年に開催された国連ミレニアム・サミットではその反省を踏まえて、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッド・ガバナンス等を重視し、2015年までに達成すべき数値目標(ミレニアム開発目標MDGs)を定め、その達成に向けて行動することが国際的に合意された。また、2002年9月に南アフリカのヨハネスブルグで開催された国連持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)でも、リオ・サミット後の10年間に、開発途上国はグローバル化や情報通信技術の進展の恩恵を受けられず、貧富の格差が拡大する中で、地球環境が悪化し続けていることが総括された。また、政府、国際機関、企業、NGO等の各関係主体の協力の必要性が叫ばれ、持続可能な開発に向けた開発途上国のオーナーシップとこれを支持する国際社会のパートナーシップの必要が再確認され、政府間の合意文書である「ヨハネスブルグ・サミット実施計画」の採択に加え、複数主体の協同による自主的な行動として「約束文書¹」が編集された。ヨハネスブルグ・サミット実施計画をフォローアップする国連持続可能な開発委員会(UN-CSD)第11会期では、多年度実施計画が作成され、また、進行管理における地域重視の考え方が打ち出された。

現在、持続可能な開発を進めていく上で、グローバル化による負の影響の最小化を図り、貧富の格差を縮小するとともに、国・地方レベルのグッド・ガバナンス²の確保やパートナーシップの強化、企業の社会的責任(CSR)の充実等が課題として問われている。

これらは開発途上国だけの課題ではなく、先進国の課題でもある。また、先進国における「持続可能な生産及び消費パターンへの転換」は、先進国内における課題にとどまらず、貿易を通じて開発途上国の持続可能な開発の達成にも関連を有する。開発途上国も一様ではない。既に世界経済において大きな位置づけを有するに至った東南アジア諸国連合(ASEAN)の一部の中進国から、未だに多くの課題を抱えるサブサハラ地域の最貧国まで、途上国が多様化しつつある実態を踏まえ、先進国対開発途上国といった構図を脱却し、それぞれの地域や国に応じた対応を進めることが必要になってきている。また、持続可能な開発には、国・地方レベルのガバナンスの強化が不可欠なこと

¹ ヨハネスブルグ・サミット実施計画やヨハネスブルグ宣言の内容を実現するために主体的に集まった、政府や主要グループによる自発的なパートナーシップのイニシアチブのリスト。政府間の討議や合意を必要としない。

² グッド・ガバナンスとは、民主的な政治体制(議会制民主主義)、法の支配、説明責任を果たす効率的な政府、政府による適切な情報公開、腐敗の抑制、人権の保障といった要素を含んだ概念である(2003年ODA白書)。グッド・ガバナンスは持続可能な開発に不可欠とされ、国内レベルでは、適正な環境・社会・経済政策、人々のニーズに応える民主的制度、法の支配、腐敗防止対策、男女平等、投資に関する環境などが具体的な要素として挙げられている(ヨハネスブルグ・サミット実施計画)。

から、特に人づくりや制度づくりを重視した対応が求められている。さらに、紛争予防の観点から貧困の削減や自然資源の適正管理に取り組んでいくことが重要となっている。

上記のような国際社会の動向と新しい展開の中で、我が国は財政制約や ODA に対する国民各層からの厳しい要請を受けて、平成 15 年に ODA 大綱の見直しを行った。新たな ODA 大綱では、地域別にはアジアを重視し、開発アプローチでの経済成長を通じた貧困削減、人づくり、制度づくり、MDGs を始めとした国際的合意の実現を重視し、地球的な規模での問題を重点課題としている。

地球規模の環境問題や世界の経済社会における緊密な相互依存関係が進む中で、ODA による国際環境協力の重要性が今後も高まっていくことに疑いはないが、地球環境基金(1993 年)や地球環境戦略研究機関(1997 年)、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(1996 年)の設立などに見られるように、ODA 以外の資金による国際環境協力も活発になってきている。また、企業関係者の CSR 意識の高揚により、イオン環境財団や経団連自然保護基金の設立にみるように、地球環境保全活動などの取組みが活発化している。国際環境協力は、関係省庁はもとより、地方公共団体、環境 NGO/NPO³、企業など多様な主体により、直接に現地の政府とともに、あるいは国際機関や現地の NGO/NPO を通じて、さまざまな形態で行われるようになってきている。

協力の枠組みとしては、政府対政府の二国間協力にとどまらず、地域内あるいは準地域内でのネットワークの構築による協力体制の樹立など、課題の特徴に応じて、戦略的なより実効性の高い協力関係を構築していくことが必要になってきている。また、国際的協調の下での環境協力が求められている中で、我が国はアジアでのリーダーシップをとることが期待されている。

以上のような世界や国内の動向を踏まえ、我が国の国際環境協力の取組みの方向を抜本的に見直し、より戦略的・効果的・包括的に進めることが求められている。また、これまでの ODA では収まらない、多国間や地域・準地域レベルの協力や多様な主体の環境協力の領域が増えていることから、改めて政府、特に環境省が果たすべき役割の見直しが必要になってきている。

そこで、平成 16 年 1 月から、廣野良吉成蹊大学名誉教授を座長とした国際環境協力

³ NGO/NPO は非政府組織であり、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての非営利活動を行う組織をいう。

戦略検討会を(社)海外環境協力センターに設置し、我が国の国際環境協力をいかに戦略的にすすめていくかの検討を重ねてきた。本報告書は、検討会での議論を取りまとめたものであり、国際環境協力の理念、目標、基本方針を設定し(第1章)、国際環境協力の現状と課題を整理した上で(第2章)、今後の国際環境協力における取組みの方向を、「世界的・地域的な枠組みづくりへの戦略的な関与」、「地域の枠組みに基づく包括的な環境管理プログラムの推進」、「国際環境協力実施体制の強化」に分けて提言している(第3章)。国際環境協力の現状と課題の整理にあたっては、今後の重点的な取組みに関連するものを中心に第2章に記述し、国際環境協力の現状の全体像を把握できるよう、参考資料1に既存の取組みを整理した。また、今後の取組みとして重点をおくものを第3章に、検討会で議論されたそれ以外の取組みを、参考資料2に記載している。

I. 国際環境協力の理念及び基本方針

1. 理念及び目標

1.1 理念

(有限の地球環境の保全)

地球は、全ての国、人々が同乗している宇宙船であり、その環境は有限である。地球上の全ての人々が将来にわたって健康で文化的な生活を享受するため、この有限の地球環境を保全していくことは、人類共通の課題である。経済社会は、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれており、全ての国が、国際的協調の下で、この地球環境の保全と持続可能な開発に努めなければならない。

(地球環境の保全と持続可能な開発のためのパートナーシップの構築)

これは先進国、開発途上国を問わず共通に担わなければならない課題である。我が国は、まず自らその課題に積極的に取り組むとともに、国際的協調の下で「地球環境の保全と持続可能な開発のためのパートナーシップの構築」を基本理念として国際環境協力を推進する必要がある。このパートナーシップの構築とは、まず、各国の自助努力を基本としつつ、協力しあいながらその理念の実現にむけて行動することである。

1.2 目標

(地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理システムの改善)

上記の理念を達成していく上で、効果的に国際環境協力を推進するためには、重点的な目標を設定して、我が国の限られた資源を効果的に投入することが必要である。今後 10 年程度の期間を見通したうえで、その期間の最後に達成しているべき目標として、「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理システムの改善：特に東アジア⁴を中心として」を掲げる。

(東アジア環境共同体の構築)

東アジアが目指すべきは、関係国が地球環境の保全と持続可能な開発についての共通の目標を掲げ、その達成に向けて各国がそれぞれの役割を果たしていく、「東アジア

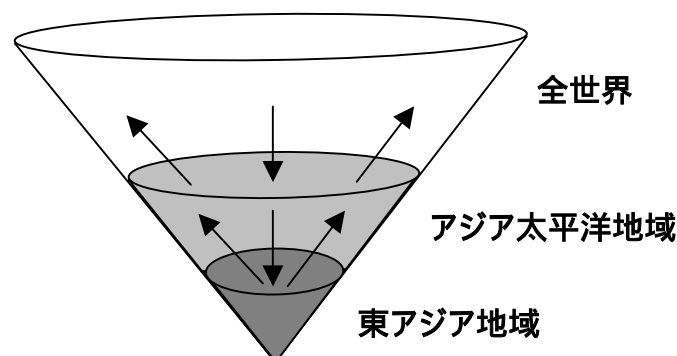
⁴ ここでは、日本、中国、韓国、モンゴル、ASEAN 諸国を想定している。なお、東アジア地域全体での取り組みという観点から、機が熟すれば、北朝鮮の参加を検討することも望ましい。

環境共同体⁵」を構築することである。そのためには、関係国がパートナーシップの下で、東アジアとしての環境管理システム⁶をできるところから改善していくことが求められる。

(東アジアとアジア太平洋地域・全世界とのつながり)

目標の設定において、アジア太平洋地域、中でも東アジアを中心に実施することを重点としたが、これらの地域は、次図に示すように「全世界」 - 「アジア太平洋地域」 - 「東アジア地域」と繋がる継ぎ目のない構造になっており、相互に影響を及ぼす関係にある。東アジアの活動はアジア太平洋・全世界に繋がり、また、世界の活動は東アジアにも影響を与える。地域での取組みは世界的な取組みを強化する性格を持つことから、日本のイニシアティブとして「アジア太平洋地域」 - 「東アジア地域」での取組みを進め、それを突破口として世界での取組みを進めていこうという考え方である。したがって、「アジア太平洋地域」 - 「東アジア地域」以外は考慮しないということではなく、戦略性の高い地域・国についても適宜、積極的な協力を推進するべきである。

図 対象地域のイメージ



⁵ 具体的には、地域共通の環境政策の立案や環境関連法規制の制定を行い、政策立案・環境モニタリング・研究等に関する共同の機関・組織を設置して、地域の関係各国が共同で環境管理を進める形が考えられる。

⁶ 環境管理システムとは、環境の状況に関する情報やデータを収集・分析し、何が問題となっているのかを把握し、環境問題解決のための対策を立案するとともに、必要な制度や組織を整備し、政府、地方公共団体、企業、NGO/NPO、地域社会、個人など社会の様々な関係主体の参加協力の下で対策を実施していくことである。また、環境対策の実施状況をモニタリングし、その結果の評価を次の対策の立案実施に活かしていくことも含まれる。環境管理システムの改善とは、このような情報・データの収集・分析能力が向上し、必要な制度や組織が整備され、効果的な環境対策が実施されていくことを意味しているが、個々人が豊かな環境に価値を見出し、その環境が損なわれたり、悪化したりすることを未然に防ごうとする強い意志を持つことが不可欠である。

1 3 目標設定の背景

(アジア太平洋地域の重要性)

「アジア太平洋地域」-「東アジア地域」を重視することとした背景は、我が国との経済的、文化的関係が密接な地理的位置にあることに加え、アジア太平洋地域は、世界の人口の半数以上が生活しており、以下に示すように、著しい経済成長にともなう環境悪化が激しい地域であり、この地域の環境管理システムは地球規模でもても重大な課題であることによる。さらに、他の開発途上地域と同様に、貧困に起因する環境破壊が見通される地域でもある。

(アジア太平洋地域の現在の状況)

アジア太平洋地域の実質 GDP は、1990 年から 1999 年の間に 1.31 倍⁷になり、森林破壊、水質汚濁、大気汚染、廃棄物の排出等の環境負荷が増大している。同期間の CO₂ の排出量は、21.9%の増加となっており、全世界平均の伸び率(5.2%)を上回っている⁸。

- 大気汚染に関しては、アジア太平洋地域の多くの国で硫黄酸化物や粒子状物質 (PM) による汚染が進み、特にマニラ、バンコク、ジャカルタ、北京等の大都市における PM による汚染の状況は WHO ガイドライン値を 100%以上上回る重大な汚染状況とされている⁹。PM 濃度の最も高い 15 都市のうち 14 都市、また、硫黄酸化物濃度の最も高い 15 都市のうち 12 都市は、アジア地域に属する¹⁰。特に東アジアでの大気汚染物質の排出量の増大と酸性雨は、我が国へも影響を与えていることが懸念されている。
- 水に関しては、都市化、工業化が進む中、河川の有機物質による水質悪化が著しい。地域によっては依然として安全な水が不足しており、また、衛生的環境が欠如している。国際河川の汚染も問題になってきており、特に地下水を飲料水源としている地域では、農業の近代化にともなう肥料や殺虫剤使用量の増大による地下水の窒素汚染のリスクも高まっている。一部の国々では、上流地域における森林伐採による平水時の水量の低下や河口地域の塩水侵入も大きな問題である。

⁷ 財団法人日本エネルギー経済研究所 (2003) 『エネルギー・経済統計要覧 2003』

⁸ UNEP. (2003). *Global Environmental Outlook 3*.

⁹ UNEP. (2000). *Global Environmental Outlook*.

¹⁰ World Bank. (2003). *World Development Indicator*.

- 都市化と所得の上昇により、都市の廃棄物処理が深刻な問題になっている。廃棄物の収集が十分ではなく、し尿の処理も適切ではないため衛生上の問題が生じている国、最終処分場の整備や焼却などの中間処理が課題となっている国など、国の経済レベルと都市の規模によって問題の種類は様々である。特に、アジア太平洋地域では、工業化が進む中で有害廃棄物問題への対応が必要になってきている。
- アジア太平洋地域では、自然環境の悪化も大きな問題であり、人口増と貧困に伴う熱帯雨林を中心とする森林の急速な減少、湿地・サンゴ礁の減少や荒廃、土壌の劣化が進んでいる。これにともない、生物多様性の急速な減少と遺伝子資源の喪失が進んでおり、自然資源に依存してきた地域住民の生活も脅かされている。さらに太平洋島嶼国では、観光開発にともなう環境問題や、温暖化による影響への対応が求められている。
- 経済の成長にともない、アジア太平洋地域における一次エネルギー消費量は1990年から1999年の間に約40%増大し、世界の消費量の26%を占めるようになった¹¹。アジア太平洋地域が経済的に発展する可能性は高いが、石炭・石油から他のエネルギーへの燃料転換が進まないことから、二酸化炭素排出量が大きく伸びることが予測される¹²。今後、省エネルギーや温室効果ガス排出の少ないエネルギーへの転換が求められている。

(日本と東アジアの国々との深い相互依存関係)

特に、東アジアの国々は、我が国と経済社会面での相互依存関係が深い。我が国は、貿易・投資・金融を通して、東アジアの環境に影響を与えているが、東アジアの環境悪化は、その地理的關係から、直接、我が国に影響を与えるものとなっている。このような相互依存関係にある東アジアの国々が「地球環境の保全と持続可能な開発」を共通の課題として共有し、相互に協調しながら各国の役割を遂行することが重要である。

¹¹ 財団法人日本エネルギー経済研究所編 (2003) 『エネルギー・経済統計要覧 2003』

¹² 国立環境研究所(2001) 「SIMULATION AIM を用いた最新研究成果から」『環境儀』No.2

2 . 基本方針

「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理システムの改善」を目標とした国際環境協力は、以下の基本方針と配慮事項に基づき進めるべきである。

2 1 今後の国際協力の基本方針

(1) 東アジア諸国とのパートナーシップに基づく協力

(パートナーシップに基づく対等な協力関係の構築)

東アジアにおける環境管理システムの改善には、これまでの先進国から開発途上国への援助といった姿勢ではなく、相互に対等の立場でパートナーシップに基づく協力関係を築くことが不可欠である。これまで東アジア諸国間では様々な政策対話が進み、それを可能とする条件が醸成されつつある。

(東アジアの環境管理システムの改善という目標の共有)

目標を達成するためには、東アジア全体での環境管理システムの改善を関係諸国の共通の目標として認識し、各国がそれぞれ責任をもって取り組む必要がある。ただし、東アジアの諸国も実施能力において様々な違いがあることから、それぞれの置かれている環境と立場を尊重しながら支援・協力関係を深めることが大切である。

(日本のリーダーシップの発揮)

我が国は、激しい公害を経験する一方、それを克服し、開発と環境を両立させる術を学んでいる。現在も、地球温暖化対策を進めるとともに、開発と環境の調和した循環型社会づくりに向けた先導的な取り組みを行っている。このような経験を踏まえ、枠組みづくりやプログラムの実施についての合意形成に、我が国がリーダーシップを発揮することも重要である。

(2) 様々な主体の参加の促進・主体間の連携強化

(目標達成に向けた様々な主体の協力)

目標を達成するためには、法・制度の整備や執行のみでは不十分であり、国民各層の支持を得た上で、地方公共団体、企業、NGO/NPO など様々な主体が、求められる役割を担っていくことが重要である。これは、今後の国際環境協力を際し、とりわけ重視すべき点であり、日本のみならず東アジアの他の国でも認識する必要がある。

(多様な主体の連携による地域全体での取組み)

我が国は、多様な主体による持続可能な開発に向けた努力を進めつつあるが、東アジアにおけるそれぞれの主体との連携を強化し、地域全体での取組みを進めていくことが重要である。特に、市民社会の成熟化を踏まえ、多様な主体の計画策定プロセスへの参加を促進していくような取組みが重要である。

(3) 必要な国内体制の整備

(ODA の枠組みを超えた幅広い協力の基盤づくり)

我が国の国際環境協力を進める上で、これまで、国内体制の強化が重要であることは十分に認識されてきたが、ODA に関する体制の強化が中心であったように思われる。しかし、これからの国際環境協力の場は大きな広がりを見せており、その場に我が国が有効に参加するためには、人材の育成・活用、情報や資金、国民各層の参加機会など、ODA の枠組みを超えた幅広い協力の基盤づくりを重視しなければならない。また、関係機関の連携を密にすることに加え、環境省、地方公共団体、企業、NGO/NPO などの主体を体制面で強化することも重要である。

(4) 重点分野を考慮した協力

(持続可能な開発に関する計画等における重点分野)

2000 年 9 月の国連ミレニアム・サミットにおいて、一つの共通の枠組みとして 2015 年までに達成すべき MDGs が設定されている。その中で、目標 7 として環境の持続可能性の確保が掲げられており、飲料水へのアクセス、森林保全、生物多様性保全、温室効果ガスやオゾン層破壊物質の削減、エネルギー消費の削減などを具体的な指標としている。2001 年の WSSD アジア太平洋地域ハイレベル準備会合で採択されたプランペン・プラットフォームでは、淡水資源の保護管理、クリーナープロダクションと持続可能なエネルギー、大気汚染と気候変動、土地管理と生物多様性保全、キャパシティ・ビルディングが重点分野に挙げられている。2002 年 9 月の WSSD では、持続可能な開発を進めていく上で、水、エネルギー、健康(廃棄物の削減や化学物質の使用停止)、農業、生物多様性を重点分野としていくことが提唱された。また、ハイレベルの有識者が参画し、アジア太平洋地域の持続可能な開発戦略の検討を行っているアジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)の報告書案では、分野別の提言として、淡水資源、海洋・沿岸資源、エネルギー・大気、土地利用、化学物質(による水汚染)の重点分野における今後の取組みの方向が示されている。

(目標達成における重点分野)

これらの流れも踏まえて、「淡水資源」、「エネルギー・気候変動」、「土地劣化と生物多様性」、「都市環境」及び「教育・キャパシティ・ビルディング」を、「今後 10 年間に国際環境協力において特に重点的に取り組むべき分野」として取り上げていくことが適切である。

(貧困削減、新貿易体制への対応、紛争予防につながる環境協力)

また、国際社会の目標である貧困削減、新たな貿易体制への対応、紛争予防といった領域でも環境への影響を考慮して、環境協力を進めていくことが望ましい。

2 2 国際環境協力を進める上での配慮すべき事項

(成果重視 / 効率性確保、公正確保、多様性への対応、国民参加への配慮)

国際環境協力を推進する際、以下の点に配慮して進めるものとする。

第1に、それぞれの環境協力についての成果の重視とともに、投入する人力や資金の効率性の確保、第2に、特定の利害関係者への利益供与や基本的人権の侵害など、社会正義に反することのないような公正性の確保、第3に、それぞれの国・地域の文化の多様性への対応、第4に、十分な情報の提供と、意見交換、提案の機会創出による国民各層の広範な参加、に十分配慮して環境協力を実施する。なお、その際、透明性を確保し、利害関係者との対話に基づく合意形成を図るものとする。

II. 国際環境協力の現状と課題

1. 世界的・地域的な枠組みづくりの現状と課題

(1) 世界的な枠組みづくり

(世界的枠組みの具体化の必要性)

地球環境の保全と持続可能な開発は、世界の国々が協力しつつその実現に向けて努力していかなければならない理念である。このため国際社会が、その理念の実現のために各国が責任をもって取り組むべきことを定める国際的な枠組み(具体的な行動を促す取り決めや議論の場)を作成する努力が重ねられ、それらは、502 の国際環境条約(うち323 は地域レベルの条約)¹³、WSSD、様々な行動計画やイニシアティブとして結実している。しかし、これらの世界的な枠組みは、実際の行動に結びつくまで具体化されていないものがある。

(気候変動枠組条約に基づく温暖化対策)

我が国は、気候変動枠組条約に基づく温暖化対策の枠組みの重要性を認識し、京都議定書の発効に向けて積極的に関わってきているが、現在のところ発効されるに至っていない¹⁴。京都議定書の下で、途上国を含めて温暖化対策を国際協力により推進するしくみであるクリーン開発メカニズム(CDM)¹⁵や共同実施(JI)¹⁶については、技術的なルールの国際的検討における我が国専門家の関与はこれまでのところ限定的なものに留まっている。さらに、今後、開発途上国も温暖化対策に責任を持つことが不可欠であるが、同条約の締約国会議では、開発途上国を含む地球規模での対策に係る将来の枠組みについての検討はこれからとなっている。また、小島嶼国や低地を沿岸に抱える国などにおける、気候変動による社会経済・自然環境への悪影響に対する適応措置については、国際的に支援する取り組みはまだ緒についたばかりである。

¹³ UNEP. (2001). "Multilateral Environmental Agreements: A Summary."

UNEP/IGM/1/INF/1(UNEP: New York)

¹⁴ ロシアの京都議定書への批准が見込まれることから、2005年初めにも発効する見通しである。(2004年10月26日現在)

¹⁵ 先進国(投資国)の資金・技術支援等により途上国(ホスト国)において温室効果ガスの排出削減につながる事業を実施し、当該プロジェクトを実施しなかった場合に比して追加的な排出削減があった場合、所要の手続きを経て発効されるクレジットを、その先進国の削減目標の達成に利用することができる制度。

¹⁶ 先進国同士で温室効果ガス削減プロジェクトを実施して、その削減分を移転する制度。実際には、エネルギー効率等で改善余地の大きい中東欧諸国、ロシアなどが対象となる。

(環境技術の規格及び技術保護制度)

環境関連の分析法や装置についての先進各国の規格は、近年、国際標準化機構 (ISO) の国際工業規格に統合されつつある。欧米からの技術導入にともない、開発途上国では ISO 規格を利用する国が増えていることから、我が国の JIS 対応の技術の導入が困難となっているとの意見もある。また、海洋発電にみるように我が国が有する高度な環境対策技術も、技術保護の制度がないか、あっても遵守されていない途上国においては、我が国の企業がその技術を提供することに慎重にならざるを得ない状況もある。

(貿易と環境)

2001 年 11 月の WTO 第 4 回閣僚会議(ドーハ)で立ち上げられた WTO 新ラウンドにおいて、貿易と環境が交渉課題となった。その後、多国間環境条約における貿易制限措置、自国外の環境問題に対処するための一方的貿易制限措置、非関税障壁としての環境ラベルなどが議論されているが、2003 年 9 月の WTO 第 5 回閣僚会議(カンクン)では、アメリカ・EU と開発途上国の対立が極めて大きく、今後の展開が不透明となっている。また、いくつかの国について我が国との自由貿易協定(FTA)の締結に向けた動きもあるが、それに呼応した環境協定の締結にまでは至っていない。

(2) 地域的な枠組みづくり

(東アジアにおける環境管理)

日本 ASEAN 東京宣言(平成 15 年 12 月)において東アジア共同体の構築が見通され、東アジア共同体の設立に向けた政策対話や準備のための会合が開始されているが、これまでのところ、「地球環境の保全と持続可能な開発」がそうした会合の主要課題として取り上げられてはいない¹⁷。東アジア共同体としての環境管理への取組みの基盤となるのが、ASEAN の包括的な環境協力の枠組み¹⁸や、北東アジア諸国と我が国の二国間の環境協力協定、環日本海環境協力会議(NEAC)、北東アジア環境協力プログラム(NEASPEC)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)などの地域協力の枠組みである。

¹⁷ 欧州 25 カ国が加盟する欧州連合(EU)は、政治、経済面での連合体であるが、EUとしての環境政策を方向付ける環境アクションプログラムを作成し、EU 規則・指令、加盟国の環境基本計画や地方公共団体のローカルアジェンダ 21 を通して実施している。地域レベルの環境管理に関わる機関・組織としては、環境政策の立案を行う欧州委員会 DGXI(環境担当部局)、関連する科学データや評価を提供する欧州環境庁、科学技術的な助言を行う共同研究センターなどがある。2004 年 5 月に EU に加盟した新 10 カ国は、EU 加盟に向けて、国内の環境関連法規制を EU 規則・指令に適合させる努力を行ってきたが、その過程において既存 EU 加盟国からの支援を得ている。

¹⁸ ASEAN の環境組織として「環境に関する ASEAN 高級事務官会合(ASOEN)」を設置し、「ASEAN 環境プログラム」に基づき、ASEAN 諸国間の環境協力の範囲および優先課題を設定し、各種プロジェクトを実施している。

しかし、北東アジア地域における枠組みは、相互の調整が十分でない場合も多く、財政基盤も脆弱なものが多い。また、政策対話にとどまり、協定など関係国がコミットして具体的な成果をあげるような枠組みづくりに結実するまでには到っていない。

(アジア太平洋地域における経済活動の緊密化)

1990年代以降のアジア太平洋地域・東アジアでの経済発展は著しく、経済社会の緊密な相互依存関係が生まれ、運命共同体的な関係が強まりつつある。「日本ASEAN行動計画」(平成15年12月)によると、2012年までに貿易・投資の自由化が実現されることになっている。今後、包括的経済連携及び金融財政協力の強化にあたり、公平な市場を確保するため、環境の視点を取り入れていくことが必要であるが、その方向性は明確になっていない。

(アジア太平洋地域の環境管理に対する政策対話)

アジア太平洋地域においては、アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議(ESCAP環境大臣会合)、ASEAN+3環境大臣会合などを通じて、関係国との政策対話が促進され、協力関係が形成されつつある。この他、「アジア太平洋環境開発フォーラム」、「世界水フォーラム」に向けたアジア太平洋地域における対話、「交通と環境に関するアジア地域フォーラム」など、アジア太平洋地域における持続可能な開発や水、大気といった分野別の政策対話が促進されつつあるが、こうしたフォーラムでの議論を地域の環境管理システムの改善にどう反映させていくかが課題である。さらに、2004年6月のG8首脳会合において小泉総理の提唱により合意された循環型社会づくりのための「3Rイニシアティブ」のアジア太平洋地域における展開や、我が国が中心となって進めている東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の今後の展開が問われている。また、我が国がイニシアティブをとって開催したアジア太平洋環境会議(エコ・アジア)は、アジア太平洋地域の環境大臣の非公式な意見交換の場として重要な役割を果たしてきたが、その後、環境大臣が公式に会合を行う場が増えてきており、今後の方向転換が重要との指摘もある。

2 . アジア太平洋地域における環境管理の現状と課題

(1) 地域・準地域レベルの計画づくり

(アジア太平洋地域における包括的な共通計画)

2000 年の ESCAP 環境大臣会合で採択された「2001-2005 年環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画」、2001 年の WSSD 準備会合で採択された「アジア太平洋地域の持続可能な開発に関するプノンペン地域プラットフォーム」など地域としての枠組み的な計画はあるものの、それらは各国が政策・財政面で合意したものではないため、実効性のある行動計画にはなっていない。

(準地域における包括的な共通計画)

準地域レベルでは、中央アジア地域環境アクションプラン¹⁹、南アジア環境プログラム²⁰、ASEAN 環境戦略計画²¹が実施され、南太平洋でも既存の地域環境戦略の見直し²²が最終段階となっている。また、拡大メコン地域(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、中国雲南省)においても戦略的環境フレームワーク²³に基づくプログラムが実施されている。しかし、北東アジアは準地域としての環境に関する包括的な共通計画がない。また、ASEAN に遅れて加盟したカンボジア、ベトナム、ラオス、ミャンマーが ASEAN の他の国々に追いつくための支援計画や、拡大メコン地域の環境戦略は具体化されていない。

(分野別の共通計画)

アジア太平洋地域においては、「2001-2005 年環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画」の実施メカニズムとして 2000 年の ESCAP 環境大臣会合で採択された「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」により、都市間ネットワークが構築され、都市環境改善の取り組みが進められている。また、「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」、「北西太平洋地域海行動計画」、「アジア森林パートナーシップ」、「アジアの都市に関するクリーン・エア・イニシアティブ」などの分野別の計画等が実施されている。一方、

¹⁹ 中央アジア諸国の政府がアジア開発銀行(ADB)、国連環境計画(UNEP)、国連開発計画(UNDP)の支援を受けて 2003 年に作成。

²⁰ 南アジア諸国(バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ、アフガニスタン、ブータン、モルジブ、パキスタン)から構成される南アジア環境協力プログラム(組織名 SACEP)が 1983、92、96、2000 年に作成。

²¹ ASEAN 諸国が 2000 年に作成。

²² 南太平洋諸国の政府が ESCAP と UNEP の支援を受けて見直しを実施。

²³ ADB が 1998 年に作成。

自然資源の持続可能な管理や生物多様性の保全等の分野については、地域全体を対象とした計画は策定されていない。また他の分野の既存計画についても、その実施状況や効果を踏まえた取組みの重点化、計画の拡充強化の検討は十分に行われていない。

(2) 政策の実施状況の点検・評価

(モニタリング・システム)

環境管理において、環境モニタリングは、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準達成のために実施される施策の評価・見直しのための重要な情報を提供する。地域共通の計画を点検・評価していくためには、参加各国がそれぞれの役割に応じたモニタリング・システムを充実させることが不可欠であるが、開発途上国では、未だそのシステムの整備が不十分なところが圧倒的に多い。したがって、モニタリング結果を政策に反映させるシステムも確立されていない。

(環境政策レビュー)

地域・準地域共通の計画作成を進める中で、その計画の実効性を担保するためには、パートナーシップに基づく関係国の役割を明確にするるとともに、各国の計画に基づく実施状況の点検・評価の仕組みを関係各国とともに構築することが求められる。政策の実施状況の点検・評価として、多国間環境条約における各国の義務の履行状況や政策の実施状況についてのレビュー、OECD 諸国の環境政策レビューなどがある。しかし、これらの対象は、多くの場合先進国に限られており、アジア太平洋地域における開発途上国に関しては、そのようなレビューはほとんど実施されていない。

(3) 共同研究

(共同研究の進展と政策立案へのフィードバック)

我が国は、関係各国と協力して「アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (IGES/APN²⁴)」を設立(1996年)し、地球変動に関する研究者や研究機関のネットワークの形成、APN 戦略計画に基づくアジア太平洋地域の研究機関等による地球環境・変動に係る国際共同研究を支援している。アジア太平洋地域に重点を置いた環境戦略研究を実施するための「地球環境戦略研究機関」(IGES)も設立(1997年)し、1998年4月から先進国及び開発途上国の研究者と共同の研究を実施している。また、開発途上国の研究者を我が国に招聘し、大学や国の研究機関での共同研究をすすめ

²⁴ 当初 APN として設立されたが、2004年4月から IGES の一部となった。

る「エコフロンティア・フェローシップ制度」を設立している。この他、エネルギー資源研究所(インド)、韓国エネルギー経済研究所(韓国)、独立行政法人国立環境研究所(日本)などアジアの研究機関において、地球温暖化等に係る共同研究が進められている。このように共同研究の支援や関係機関・研究者とのネットワーク基盤が整備されてきており、アジア太平洋地域の環境課題解決を目指して、引き続き共同研究の基盤を強化していくことが求められる。一方、共同研究の基盤は整備されてきているものの、これらの共同研究と各国の政策立案との連携が十分でない点が指摘されている。

(研究ネットワーク、共同研究の資金・成果発表)

研究機関、大学等の研究者の連携・交流は行われているものの、アジア太平洋地域の環境に関わる国際的な共同研究への我が国の研究者の参加は限定的であり、国際機関が主導する研究を除いては、特定の大学間、研究機関の枠内にとどまっているものもある。また、研究者同士の交流の増加にともなって、共同研究のニーズは高まっているが、それに対する資金確保が困難であるために、共同研究が進まないという意見もある。さらに、研究者間の交流促進に資する研究者の情報ネットワークや共同研究の成果を発表する場も、現在のところ非常に限られている。

(4) 情報・データの整備

(モニタリング・ネットワーク)

アジア太平洋地域の地域的な環境問題に関する情報・データを収集するため、我が国はこれまで、EANET 等のモニタリング・ネットワークを関係各国と協力して構築している。しかし、モニタリングの対象、カバーする地域、データの信頼性、モニタリング結果の活用、モニタリング・ネットワーク間の連携といった点で、今後とも拡大を図ることが課題である。一方、北東アジア地域での黄砂モニタリング・ネットワーク構築の重要性が国際的に指摘され、TEMM 等の場を通じ、日本、中国、韓国及びモンゴルによるモニタリング・ネットワーク構築が進められている。また、土地被覆土地利用変化(LUCC)のモニタリングについては、研究者レベルでの取組みが進んでおり、また、砂漠化対処条約に基づきアジア地域におけるテーマ別プログラムとして「砂漠化のモニタリングと評価」が設定されているが、これらについては、関係国によるモニタリング・ネットワークの整備には至っていない。

(環境情報・データ)

環境情報・データに係る分野では、IGESによるアジア太平洋地域の環境白書の作成や、「アジア水環境パートナーシップ(WEPA)」に基づく水環境保全のためのデータ

ベース構築が進められている。また、情報ネットワークに関しては、環境省のイニシアティブにより、1998 年から、温暖化関係情報の窓口として、アジア太平洋地球温暖化情報ネットワーク(AP-net)が機能している。この他、生物多様性情報ネットワークの整備に向けて、研究者の育成や組織の能力強化が行われており、生物多様性保全分野での日本がリーダーシップをとって進めている数少ない取組みの一つとなっている。こうした取組み事例はあるものの、アジア太平洋地域の国々との環境関連情報の交換や統計情報の整備、地域での情報共有はまだ十分に進んでいない。また、既存の情報ネットワークはそれぞれ別個に機能しており、相互にデータの交換・比較等が容易に行えないことも課題となっている。

(5) 開発途上国の環境管理能力

(我が国の協力実績と小泉構想)

我が国は、ODA による独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術協力プロジェクトや JICA 集団研修の実施により、開発途上国政府機関職員の環境管理能力の向上に協力している。また、EANET も、専門家の派遣等を行うことにより、酸性降下物のモニタリングに係る開発途上国の能力開発事業を行っている。しかし、開発途上国の環境管理能力の強化は依然として重要な課題であり、ヨハネスブルグ・サミットで発表された小泉構想(持続可能な開発に向けた日本政府の具体的行動)でも、開発途上国の環境問題への管理能力向上のために、2002 年度から 5 年間で 5,000 人の環境関連人材の育成を掲げ、「持続可能な開発のための教育の 10 年」を提唱している。また、南南協力の一環として ASEAN 諸国による新加盟国の環境管理能力向上に対する協力が行われているが、我が国の協力も期待されているところである。これらを具体化するにあたって、アジア太平洋地域又は東アジア全体の環境管理システムの改善という視点にたったプログラムづくりや、国際機関や関係各国との合意に基づく実施体制の構築等は必ずしも十分行われていない。なお、情報通信技術の進展により、e ラーニング²⁵といわれる教育のしくみができつつあり、IGES の提供する持続可能な開発のための e ラーニングは、無料で常時アクセス可能、短時間で自己学習型という特徴を有している。環境管理能力の向上にあたっては、このようなツールも利用可能である。

(地方公共団体及び地域社会の環境管理能力)

アジア太平洋地域における地方分権が進展していることから、開発途上国の環境管理能力の向上にあたっては、地方公共団体の能力向上が重要な課題である。しかしな

²⁵ パーソナルコンピューターやインターネットなどの情報技術を活用して教育やトレーニングを行うこと。

がら、中央政府主導の下で環境行政が進められてきたことから、地方公共団体には環境担当部署のないところもあり、また、環境担当部署が設置されていても十分に機能していないところもある。一方、開発途上国の環境管理能力の向上には、社会の環境意識の向上に加え、地域社会の環境管理能力(自然資源管理知識・技術等)の向上が不可欠である。環境教育や地域社会レベルでの自然資源(森林)管理については、開発途上国の政府や NGO が国際機関や二国間援助機関等の支援を得ながら進めているが、これらの活動の拡大強化が課題となっている。

(企業の環境管理能力)

開発途上国における多国籍企業や海外市場を相手とする企業は、本社や取引先の環境面での厳しい要求もあり、環境マネジメントシステムの構築や積極的な環境対策をとっているところが多い。一方、国内市場のみに製品を供給する企業においては、環境規制遵守の必要性は認識していても、環境管理への関心は低く、環境規制執行の弱さともあいまって必要な対策がとられていない傾向にある。また、環境規制の執行が弱いことから、大気や水のモニタリング・分析、産業廃棄物処理、環境対策のコンサルティングなど環境産業の市場が小さく、企業の適切な環境管理を支える資機材・サービスが十分に供給されていない。

(6) ODA 等

(環境分野の ODA 実績と政策分野での協力)

過去 10 年間に、我が国の環境分野の ODA 案件数は着実に増加しており、開発途上国のモニタリング能力向上のため、「環境センター」の建設とプロジェクト形式の技術協力、廃棄物・大気・水質管理分野でのマスタープランの策定などの開発調査や関連する資機材、施設建設に関する資金協力が行われてきた。環境 ODA はこれまでに大きな実績を挙げてきているが、個々の環境分野の技術移転及びインフラ整備の支援に比べて、政策立案・実施・評価に係る能力向上の支援に重点が置かれることが少ないことが指摘されている。また、例えば、提供した環境関連の機材、インフラが適切に管理されないために問題となっているケースがあるなど、開発途上国に受入可能な対策を支援するという視点が軽視される傾向にあることも指摘されている。

(環境 ODA 実施の枠組み)

ODA はこれまで相手国の要請を受ける形で実施されてきたこともあり、環境分野の ODA も、個別的に実施され、相手国の全体的な環境統治とそのための管理能力向上のシナリオの中で必ずしも十分に位置づけられてきたとは言えない。その点の反省を踏ま

えて、国別の援助計画を作成して ODA を実施することになりつつあるが、計画作成に際して、アジア太平洋地域の環境管理システムの改善に向けた、より戦略的な視点の組み込みはまだ十分ではない。また、その国の環境統治及び管理能力は、他分野のレベルと無関係に向上することはないことから、全体的な能力向上の進展度を考慮しながら、国ごとに発展のシナリオを描き、それを踏まえた系統だった支援を行う必要があるが、現在のところ十分対応できるようになっていない。その他、アジア太平洋地域の複数の国にまたがるような準地域レベルの環境 ODA 案件へのニーズは高いが、そのようなプロジェクトの枠組みは整備されていない。

(ODA における環境配慮)

我が国の ODA は、環境問題等の地球規模の問題を重点課題の一つとして掲げ、環境と開発の両立を援助実施の原則としており、ODA に占める環境 ODA の割合は高まっているものの、開発途上国による ODA 要請の中で、環境は必ずしも優先順位の高い課題となっていない。また、ODA における環境社会配慮については、新たなガイドラインが JICA 及び JBIC で策定されており、その適用の徹底が求められている。一方、環境の視点からみた国別 ODA の評価も行われているが、実施された国数は少ない。

(環境協力における紛争予防と復興時の対応)

開発途上国においては、1997 年以降紛争の件数が増加してきており、紛争の約 70% は自然資源管理に関連して生じているとの報告もある²⁶。自然資源をいかに適切に管理していくかが紛争予防の観点から重要な課題となっている。また、紛争によって破壊された環境インフラや組織を復興することも紛争後の対応として求められる。

なお、ODA 等に関する現状と課題は、アジア太平洋地域に限ったことではなく、その他の地域における現状と課題でもある。

²⁶ 持続可能な発展に向けた環境支援戦略検討会（平成 14 年）「持続可能な発展に向けた環境支援戦略検討会報告書」

3 . 国際環境協力実施体制の現状と課題

3 - 1 国際環境協力のための国内基盤

(1) 環境協力のための情報

(国際環境協力に役立つ情報と我が国の環境関連情報の発信力)

国際環境協力の実施にあたっては、開発途上国の環境情報に加えて、先進国や国際機関の取組みに関する情報も把握し、これらとの整合性を図りつつ進める必要があるが、現在のところ、これらの情報は、定期的な更新や活用のしやすさなどの点で十分ではない。さらに、東アジア環境共同体の構築、世界的・地域的枠組みづくりなどにおいて、我が国がリーダーシップを発揮するため、情報を積極的に発信していくことが重要であるが、我が国の環境関連情報の英文化等が不十分であり、現在のところその発信力は弱い。

(国民の国際環境協力に対する参加と支持の確保のための情報提供)

JICA の青年海外協力隊事業は、我が国の青年が開発途上地域の住民と一体となり、当該地域の経済及び社会の発展に向けた協力活動を行うことを促進するために実施されている。国際環境協力活動の実施主体の裾野を広げるため、このような取組みは重要であるが、現在のところ、将来の環境協力主体となる可能性のある若者に対して、活動への参加を促進する視点からの情報の提供は十分とはいえない。また、国際環境協力活動は国民の税金、個人や企業からの寄付を財源として実施されていることから、活動に対する国民の理解と支持が欠かせない。例えば、ODA については、民間モニター制度により、国民が ODA 事業の現場を視察する機会が設けられているが、そのような取組みも含めた適切な情報の提供により、いかに国際環境協力に対する国民の支持を継続・拡大していくかが課題となっている。

(2) 人材の育成と活用

(我が国のイニシアティブの発動に携わる人材の育成)

環境管理システムに関わる世界・地域の枠組みづくりに積極的に関与し、地域の環境管理プログラムを実施していくためには、それらを担う人材が必要である。ところが、我が国では、国際会議に通用する専門家の養成が計画的に行われておらず、また、NGO/NPO、学術研究機関、産業界などでの専門家の育成を図るための連携強化や、国際機関の邦人職員を増やすことの必要性が唱えられているものの、環境人材育成の

プログラムの作成や実施は進められてはいない。このため、特に、政策対話、共通の計画作成、国際機関での我が国のイニシアティブの発動に携わる人材が圧倒的に不足している。また、開発途上国において、環境協力専門家として活躍するためには、環境分野の技術や知識はもちろん、それらを的確に相手に伝えるためのコミュニケーション能力、日本とは全く異なる生活に適応するための異文化適応能力が求められるが、これらの能力を兼ね備えることが困難なこともあり、このような人材育成も進んでいない。さらに、環境分野の国際的な共同研究でリーダーシップを発揮する研究者の数が少なく、我が国の研究所の国際化は欧米に比べて遅れている。

(国際環境協力を携わる人材の活用)

環境協力専門家データベースには多くの専門家が登録されているが、登録後のアフターケアが十分とはいえず、また派遣先も二国間協力の技術分野に限られている。JICA 等の専門家研修を受けた地方公共団体の職員は、長期派遣されると、ポストが減らされてしまう、あるいは帰国後の職場復帰が困難である、といったこともあり、全てが開発途上国に派遣されているわけではない。国立大学の教員も、長期派遣されると、ポストや予算が減らされてしまうため、海外に専門家などとして派遣されにくいという状況になっている²⁷。また、これらの根底には、環境協力に従事した人が適切に評価されていないという問題もある。一方、大学、研究機関、企業や地方公共団体の退職者の中には、国際環境協力の分野で活躍できる資質を持った人材もいるが、十分に活用されているとは言えない状況にある。

(3) 資金確保と活用

(国際環境協力に関する国の予算等)

国際環境協力に関する国の予算として、ODA や地球環境研究等が挙げられるが、世界的・地域的な枠組みづくりやアジア太平洋地域における環境管理の推進という観点から、その予算額が不十分であったり、戦略的な投入がなされていないという問題点が指摘されている。また、地方公共団体や NGO/NPO の国際協力活動に関しては、政府、財団法人、基金などからの補助金があるが、基金による助成総額は過去 10 年間でそれほど増大していない。

²⁷ 国立大学が国立大学法人となり、教員が JICA 専門家として海外に派遣される場合は、大学にとっても収入が得られるなどメリットができたことから、多少は緩和されると考えられる。

(国際機関の基金等を活用したプロジェクトへの日本人の参加)

国際機関に関しては、ODA により大規模な資金面での支援をしているにもかかわらず、我が国の国際貢献は十分認識されていない。その理由として、国際機関における日本人職員の絶対数の不足のほか、こうした基金等を活用したプロジェクトに対し、我が国の専門家、コンサルタントや NGO/NPO の参加が非常に少ないことがあげられる。

3 - 2 環境協力の推進体制

(1) 国際機関への人材の派遣

(国連関係機関に勤務する邦人職員)

今後の国際環境協力においては、国際機関との連携や国際機関を通じた協力が非常に重要である。現状の国連関係機関に勤務する専門職以上の邦人職員数は 2004 年 1 月現在で 610 人²⁸となっており、増加傾向にあるが、拠出額や拠出割合に比べて日本人職員数比は低い。また、環境関連ということでは、さらに少ないのが実態である。特に幹部職員の数が少ないこともあり、国際機関の意思決定や政策策定での我が国のイニシアティブが弱い、国際機関の有する資金の利用やプログラムの実施に関する情報も入ってこない、国際機関による環境管理に係る枠組みづくりや、国際機関のファンド等により実施される地域のプログラムなどに対して我が国のプレゼンスが非常に低い、といった状況を招いている。

(国際機関に邦人職員が少ない理由)

国際機関に邦人職員が少ない理由については、基本的には外国語によるコミュニケーション力が十分でないことがあげられるが、この他、終身雇用制をとる日本企業との雇用慣行の違いのために自由な労働異動がおきにくい、子弟の教育等のため長期にわたる海外勤務が困難な場合がある等の点も指摘されている²⁹。この他、安全面、健康管理面での不安も大きいと考えられる。また、優秀な人材が国際機関への出向を希望しない傾向にあるが、その理由として出身母体における昇進の遅れに対する危惧が挙げられている³⁰。

²⁸ 国際平和協力分野における人材育成検討会 行動計画 (平成 16 年)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pko/kentokai_kodo.html

²⁹ 邦人国際公務員の増強のための懇談会 (1997 年)「邦人国際公務員の増強のための施策に関する報告書」

³⁰ 同上

(2) 関係機関による連携・調整

(国際環境協力をに係る関係省庁間の連携)

国際環境協力に関わる関係省庁として、外務省と環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、総務省などがある。黄砂のような広域的な環境問題、環境条約や協定の締結では、関係省庁の連携が図られているが、環境 ODA 案件の形成、技術協力以外の案件実施などには環境省は関与していない。地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理システムの改善に係る協力を進めていくには、関係省庁間の連携・協力が不可欠であるが、現状は限られた範囲での連携・協力にとどまっており、継続的な意見交換等を行われていない。

(国際環境協りに携わる多様な主体との連携)

国際協力の実施を担う地方公共団体、NGO、企業、産業団体などの多様な主体との連携については、NGO・外務省定期協議会、分野別 NGO 研究会(農業、医療、教育)、NGO-JICA 協議会が設けられ、NGO との定期的な意見交換が行われている。しかし、国際環境協りに携わる多様な主体が一堂に会して情報や意見を交換する場は設置されていない。

(3) 環境省等の体制

(国際環境協力をに係る環境省の体制)

ODA を通じた国際環境協力ではない、二国間ベースや地域的な多国間ベースでの協力における環境省の役割は、近年非常に大きくなっている。こうした協力については、環境省内の各課がそれぞれ必要な範囲で関わっているが、相互の連絡調整が十分ではなく、施策としての一貫性に欠けるとの指摘がなされている。今後、環境省は、枠組みづくりへの参加、環境管理システム改善に向けたプログラムの実施など多国間や二国間レベルでの協力が求められると予想されるが、現在のところ、それらを戦略的に進めるための省内体制、特に全体を統括する機能、連絡調整機能が十分ではない。

(関係機関との連携)

環境省の環境調査研究所や、同省の関係機関である国立環境研究所や IGES など関係団体において、継続的な国際環境協力を行う体制は整いつつあるが、相互の連携を図るしくみは構築されていない。また、職員が定期的に人事異動する中で、専門的な職員をどのように育成するか、施策の継続性を如何に確保するかといったことも課題である。

(4) 地方公共団体・企業・NGO/NPO の協力体制

ア. 地方公共団体

(地方公共団体による環境協力の実施体制)

我が国では、41 都道府県、12 政令指定都市、6 中核市、その他 15 市町(東京都特別区含む)が国際環境協力の経験を有しており³¹、協力の形態としては、技術研修員の受入れが最も多く、次いで調査・研究、国際会議・セミナーの開催又は経費補助、専門家派遣となっている。今後とも、我が国の地方公共団体には、開発途上国の地方公共団体に対する技術協力や開発途上国の研修員の行政現場での受入れなどが期待されるが、国際協力は地方公共団体の義務的な事務ではないこともあり、内部に専門組織を整備するための予算措置や人員配置などは非常に難しい側面がある。また、政府機関等による地方公共団体の国際環境協力に対する支援は、JICA や JBIC に地方公共団体による提案型プロジェクトを支援するプログラムがあるが、事業経費の補助など、まだ非常に限られた内容であり、地方公共団体が積極的に国際環境協力を進めたいと考えるほど魅力的ではない。

イ. NGO/NPO

(国際的政策提言、開発途上国での環境教育に携わる日本の NGO/NPO)

我が国では 100 程度の NGO/NPO が国際環境協力を実施していると推定され、活動形態としては、植林などの実践活動、環境教育などの普及啓発活動、調査研究活動が多い。環境管理システムを改善していくためには、地域における環境意識の向上やコミュニティの環境管理能力の強化が必要であり、その支援を行う我が国の NGO/NPO の活動は、ますます重要となっている。特に保健衛生の向上やローカルな環境の保全については、コミュニティ・レベルでの環境教育などが重要であるが、そうした分野の専門家は十分に育っていない。また、国連やその専門機関、世界銀行、ADB などでも、国際協力活動における NGO/NPO との連携が重視され、国際環境条約や環境関連の国際会議においても重要なステークホルダーとして NGO/NPO の参加が期待されるようになっている。湿地保全など特定の分野には国際的にイニシアティブをとって活動・政策提言できる我が国の環境 NGO/NPO が存在しているが、数が限られており、環境関連の国際会議においても、我が国の NGO/NPO のプレゼンスは低いままとなっている。

³¹ 社団法人海外環境協力センター (平成 15 年)「地方公共団体等による国際環境協力資料集」

(NGO/NPO の財政事情と人材定着)

国際的なイニシアティブをとった活動・政策提言や、開発途上国での環境対策面での技術協力では、高度な知識と経験が要求されるが、NGO/NPO の財政的事情から、安定した雇用の確保や高報酬の供与が不可能なため、有能な人材を定着させることが難しい状況にある。我が国では、NGO/NPO の活動はボランティアであり、その活動で収入を得ることを忌避する傾向があるが、その点を打破しないと本格的な NGO/NPO 活動を行うことは困難である。資金の確保や、プロジェクト管理能力・会計処理能力の強化に積極的に取組む NGO/NPO もあり、このような取組みの拡大が課題となっている。

ウ. 企業

(企業における国際環境協力の実施体制)

我が国の企業は、植林などの環境保全事業の実施や、基金設置による環境保全活動を行う NGO/NPO への資金支援などの国際環境協力を行ってきた。今後は、自らのビジネスにおいて蓄積した環境保全のノウハウ・技術を活用して、進出先の環境管理担当技術者の社内研修を行うことや、また、視察を希望する開発途上国の政府関係者や企業経営者に対してそのような場を提供するなど、現地企業や政府における環境管理の改善に協力していくことが望まれる。また、国際環境協力は CSR の一環ともとらえられるが、企業の中には CSR 担当役員において社会責任の徹底を図っているところもあり、このような体制づくりの拡大が望まれる。しかし、そのような取組みを促進するような施策は、現在のところ実施されていない。

(5) 研修員の受入・開発途上国におけるサポート体制

ア. 研修員の受入

(研修員の選定、研修ニーズへの対応、研修受入機関の体制)

研修員の受入は、JICA を中心に多くの集団研修コースで実施されているが、相手国による研修員の選定が不十分であるため、研修の成果を帰国後活用できる研修員ばかりではないこと、研修内容が我が国の技術に偏り世界の動向について触れていないなど、研修員のニーズに十分対応していないことが指摘されている。また、海外からの研修員・奨学生の受入先がまだかなり限定されており、地球環境の保全と持続可能な開発を研究・研修テーマとする研究者や学生、政府の職員を受け入れるプログラムや受入可能な組織が少ないのが実態である。

イ. 開発途上国における環境協力サポート体制

(ドナー間協議での日本のプレゼンス)

開発途上国でも、様々な国のドナーや国際援助機関などによる環境分野での協議が行われているが、日本人の参加していないケースが多く、我が国のプレゼンスは低いままとなっている。これは、例えば JICA 現地事務所に環境専門のスタッフを常時置いていないこと、我が国としての環境協力戦略とそれを統括するラインがないため、仮に会合に参加しても政策面での対話が出来ないことなどが原因となっていると考えられる。

(開発途上国における人材の活用)

環境専門家が開発途上国に派遣された場合、新たな環境に馴れるまでに時間がかかったり、アクションを起こそうと思っても当該国・地域の言語が分からないため仕事にならないといったケースも多く、成果を上げるのが非常に難しいとの意見もある。特に、現地の言語サポート体制の点で、当該国の人材を十分に活用できていないといった問題も指摘されている。欧米の援助機関や国際機関のプロジェクトにおいては、開発途上国の優秀な人材の活躍が目立っているのに対し、我が国の実施するプロジェクトでは民間コンサルタントにおける一部の例外的事例を除いて、こうした人材の活用はきわめて限定的である。一方、留学などを通じて我が国で教育・訓練を十分に受けた人材は年々増加している。我が国と開発途上国のパートナーシップを推進するために、我が国で教育を受けた開発途上国の優秀な人材を我が国の ODA 事業などの中で活用するべきであるが、現在のところ、そうした取組みは十分ではない。

Ⅲ. 今後の国際環境協力の取組みの方向

国際環境協力の目標である「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理システムの改善」を実現していくに当たり、重要な取組みとして次の3点を掲げる。

1. 世界的・地域的な枠組みづくりへの戦略的な関与
2. 地域の枠組みに基づく包括的な環境管理プログラムの推進
3. 国際環境協力実施体制の強化

1. 世界的・地域的な枠組みづくりへの戦略的な関与

(1) 地球環境の保全に関する世界的な枠組みづくりへの我が国の積極的な関与

地球環境の保全と持続可能な開発の実現に向けた各国の具体的な行動を促進するため、次に示すような世界的な枠組みづくりに積極的に関与する必要がある。その際、関連する国際機関へ人材を派遣すること、UNEP や国際自然保護連合(IUCN)などの国際機関によるイニシアティブへ積極的に関与すること、我が国がリーダーシップをとって関係国との政策対話をすすめていくことが重要である。また、我が国の NGO/NPO も、国際的な議論の場においてプレゼンスと発言力を高め、枠組みづくりに積極的に関与していくことが望まれる。

ア. 重点分野に係る世界的な枠組みづくり

持続可能な開発に関する国際的な計画等を踏まえ、我が国が今後 10 年間に国際環境協力に関して特に重点的に取り組むべきと考えられる分野において、世界的な枠組みづくりに積極的に関与する必要がある。具体的には、以下のとおりである。

- 「淡水資源」、「エネルギー・気候変動」、「土地劣化」、「都市環境」及び「教育・キャパシティ・ビルディング」に関する世界的な枠組みづくり(これら分野に関して、横断的な課題である「持続可能な生産消費形態への変更」³²に関する枠組みづくりにも関与すべき)
- 「生物多様性の保全」については、生物多様性条約を始めとしてワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約、国際サンゴ礁イニシアティブ等、既に構築されている世界的な枠組みを活用し、国内施策との連携も図りながら積極的な貢献を果たす

³² UN-CSD の多年度作業計画の全サイクルを通じて、分野横断的な課題として取り上げられている。

こと

イ. 気候変動枠組条約の目的達成を目指した対策の枠組みづくり

気候変動枠組条約に基づく地球温暖化対策を推進するために、我が国は次のような枠組みづくりに向けた取組みを進める必要がある。

- 京都議定書の発効に向けて、関係国と協力しつつ、イニシアティブを発揮すること
- 温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国内対策を補足する JI や CDM などの活用のルール化に積極的に関与すること
- 将来的に、開発途上国の温室効果ガスの削減対策への参加、責任の共有を実現するため、特にアジア太平洋地域の関係国と政策対話を進め、開発途上国を含む地球規模での対策の推進に係る枠組みづくりについて主導的役割を果たすこと
- バングラデシュ、モルディブ、ネパール、ブータン、モンゴル、南太平洋諸国など温暖化による影響に脆弱な国々における温暖化への適応対策の枠組みづくりを支援すること

ウ. 環境技術の移転に関する世界的な枠組みづくり

我が国に蓄積された環境技術を他の国で有効に生かしていくために、政府は、ISO や国連、特に UNEP の主導によるハイレベル環境技術会合等を通じて環境面での国際的規格づくりや技術の知的所有権等の保護に関するルール化について、リーダーシップを取って進めるべきである。

エ. 貿易と環境に関する世界的な枠組みづくり

この他、WTO など議論されている貿易と環境の枠組みづくりなどにも、環境保全と両立する貿易・投資の一層の自由化に向けて、積極的に協力していくことが必要である³³。

(2) 東アジア環境共同体の構築に向けた我が国のイニシアティブ

東アジアの環境管理システムの改善に向けて関係各国が認識を共有し、共通の目標に向けたプログラムを進めるため、東アジアにおける環境協力協定等の枠組みづくりを

³³ 取組みの内容については参考資料 2 の「1(1)」を参照のこと。

進めるとともに、アジア太平洋地域における分野ごとの政策対話を推進し、合意の得られる分野から環境管理システムの改善のための地域の枠組みづくりを行っていくべきである。その際、非公式会合を含めた多面的な交渉を行うことが重要となるが、エコ・アジアが非公式会合としての特色を発揮できるよう、実質的な討議が行える場としていく必要がある。中長期的には、エコ・アジアを、東アジア共同体における環境問題を議論する会合として位置づけることも一案であろう。

ア. 東アジアにおける環境協力協定の締結

東アジアの環境管理システムの改善に向けて、関係諸国が目標を共有し、目標達成のためのプログラムを実施していくために、包括的な環境協力の枠組みとしての協定の締結やそれをモニタリングする組織の設置に向けた取組みを進めるべきである。当面は、次のような取組みを行い、それらを踏まえた上で、東アジア環境協力協定に結び付けることが重要である。

- 我が国政府及び産業団体、NGO/NPO、企業等との間で、日本 ASEAN 東京宣言に基づく東アジア共同体の創設にむけた動きが開始されようとしていることから、適切な時期に、環境分野の枠組みづくりに向けた準備を行うよう、ASEAN+3 環境大臣会合で提案し、その準備に積極的に協力していくこと
- 特に北東アジアについては、既に NEASPEC や TEMM を通じて意見交換がなされており、今後の北東アジアでの自由貿易協定の進展も見据えてこれらを発展させ、ASEAN のような包括的な環境協力に係る枠組みづくりを進めること

イ. アジア太平洋地域における環境管理システム改善のための枠組みづくり

(公平な市場確保のための環境に関する共通ルールの検討・協議)

貿易や投資にともなう経済活動が緊密化する中で、公平な市場を確保するためには、共通のルール化に向けた次のような取組みを積極的に支援していく必要がある。

- EU で既に進められているような、水や大気分野における環境目標水準の設定に関するガイドラインや、貿易と環境に関連した共通ルールの策定について検討すること
- 有害物質・廃棄物や再生資源等の広域流通に係るルールの調整、産業公害対策に係る規制基準や規制内容に関する相互調整について検討すること

(分野ごとの政策対話の推進)

アジア太平洋地域の環境管理システム改善に向けた各分野の政策対話を推進するため、次のような取組みを進める必要がある。

- アジア太平洋の環境開発についての「アジア太平洋環境開発フォーラム」、水分野の「世界水フォーラム」、交通と環境分野の「交通と環境に関するアジア地域フォーラム」などの既存の地域フォーラムを維持・発展させるとともに、課題解決につながる行動計画の策定・実施について合意形成を図ること
- 東アジアを中心とした資源循環型社会の形成に向けて「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)」に関する意見交換の場の設定、北半球を網羅する大気環境管理に関する枠組みづくりを進めること

3Rに関する意見交換の場の設定

循環型社会づくりは、持続可能な社会づくりに向けた世界の国々共通の課題である。2004年6月のG8首脳会合において小泉総理の提唱により合意された「3Rイニシアティブ」に基づき、G8やアジアの国々を中心とした取組みを進めていくが、その中でも特に経済面での相互依存関係が進んでいる東アジアを中心に、循環型社会への移行を推進するため、3Rに関する意見交換の場を設定することなどにより、関係各国との政策対話に努める。

北半球を網羅するような大気環境管理の枠組みづくり

我が国が中心となって、東アジアにおける酸性雨のモニタリング・ネットワークづくりや、アジアにおける持続可能な交通のネットワークづくり、北九州イニシアティブネットワークや国際環境自治体協議会の取組みなどが行われているが、今後は、欧州監視評価計画(EMEP)等と連携をはかりつつ、北半球を網羅する大気環境管理の国際的な枠組みづくりを、我が国がリーダーシップをとって進める。

2 . 地域の枠組みに基づく包括的な環境管理プログラムの推進

地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理システムの改善(特に東アジアを中心として)という目標を達成していく上で、共通の目標や計画、計画の実施や実行管理、共同で実施するプログラムの作成が必要である。従来、こうした取組みは、大気などの個別の分野ごとに、関係機関と連携しながら進められてきたが、今後は、それぞれの分野の相互関係にも留意しつつ、総合的かつ戦略的に進めていくことが重要である。

(1) 地域・準地域レベルの計画・戦略の作成及び実施

(地域・準地域における包括的な共通計画の作成)

アジア太平洋地域や準地域における包括的な環境管理を推進するため、次のような取組みを進める必要がある。なお、計画作成に際しては、分野ごとに技術や資金の手当て方法において多様性があることを踏まえ、それらを戦略的に組み合わせること、全分野における課題を見通した上で優先順位を設定することが重要である。

- ESCAP が 2005 年 3 月の環境大臣会合において採択を目指している「アジア太平洋地域環境と開発にかかる行動計画」や、北東アジア地域、拡大メコン地域における戦略的環境保全計画等の計画作成に積極的に関与すること
- これらの計画に関する政策・財政面での関係国の合意を形成し、計画の実効性を担保すること
- 将来的には、東アジア環境協力協定の締結を踏まえ、我が国と関係各国とが共同で東アジア環境管理計画を策定し、共通の目標、必要なアクション、関係国の役割を明確化していくこと

(分野別共通計画の作成等)

将来的には、東アジア環境管理計画に基づく包括的な取組みを進めるべきであるが、当面は、分野別に次のような取組みを行う必要がある。

- 「自然資源の持続可能な管理」、「生物多様性」、「廃棄物問題(有害廃棄物等の適正処理の確保・循環型社会(3R))」、「水問題」、「国際海洋資源」等の分野において、多国間の連携により効果的な解決が期待できる課題に関する共通の計画を作成・実施すること
- 既に地域で作成・実施している「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」、「北西太平洋地域海行動計画」、「アジア森林パートナーシップ」、「アジアの都市に関するクリーン・エア・イニシアティブ」等の計画やイニシアティブの拡充強化や、第3回世界水フォーラムのフォローアップなどを実施すること

(2) 環境管理の点検・評価の仕組みづくり

(環境モニタリングの適切な実施と政策との連携)

アジア太平洋地域、特に東アジア地域において、環境モニタリングを適切に実施し、その結果を政策にリンクさせるため、関係国と共同で次のような取組みを進める必要がある。

- 東アジアにおける共通の環境目標の達成状況を把握できるようなモニタリングを実施すること
- 適切なモニタリング地点の配置やデータの信頼性確保など、環境モニタリング・システムを改善すること
- モニタリング結果に基づく予防的措置の立案実施につながるような仕組み(早期警戒(early warning)システム)を構築すること

(関係国による計画の実施の相互点検・評価のメカニズムの構築)

地域・準地域の環境保全計画や分野別の計画の実効性を担保するため、関係国がその実施に関して責任をもち、その実施状況を相互に検証するなどの点検・評価メカニズムを関係国とともに構築することが必要である。その際には、例えば OECD 諸国で実施しているような各国の環境政策レビューなどが参考になると考えられる。

(3) 共同研究や研究ネットワークのより一層の推進

アジア太平洋地域の環境に関わる科学的知見の充実及びその成果に基づく政策形成を図るため、次のような取組みを進める必要がある。

- IGES/APN が中心になって作成した戦略計画に基づく、アジア太平洋地域の研究機関等による地球環境の保全に係る国際共同研究及び研究ネットワークの整備を推進するとともに、我が国の研究者の国際的な共同研究への積極的参加・貢献を促進すること、またその際、特定大学間、研究機関の枠を超えて開かれた共同研究を進めること
- 研究者と政策決定者の連携を促進するとともに、共同研究の成果が政策にフィードバックされるよう、関係国間の環境協定や行動計画に共同研究を位置づけること
- 関係国とのパートナーシップに基づき、国際共同研究体制の整備に向けた財政支援を強化すること
- 我が国が中心となってアジア太平洋地域の研究者間の研究交流を一層促進するため、環境省によるエコフロンティア・フェローシップ制度を継続実施するとともに、研究者の情報ネットワークの整備及びアジア太平洋地域の研究者の研究発表の場の

創設を検討すること

(4) 効果的な情報ネットワーク等の整備

(モニタリング・ネットワークの整備)

我が国は、地域の共通の目標を達成する上で必要な環境モニタリング・ネットワークを整備するために、次のような取組みを行うことが重要である。

- 関係国の実状やプライオリティに見合ったモニタリング・ネットワークの構築と強化を支援すること
- EANET の拡充、重要生息地ネットワークを通じた渡り鳥の国際共同モニタリングの推進など、既存のモニタリング・ネットワークの拡充と相互の連携強化を図ること
- 黄砂モニタリング、LUCC のモニタリングに関する体制について、関係国とともに早急に検討し、系統だったモニタリングを開始すること(データの共有及び検証といったソフト面も含む)
- 砂漠化のモニタリング・早期警戒について検討を進めること

(環境情報・データの整備)

我が国は、関係諸国と共同でアジア太平洋地域における共通の計画作成や計画進捗状況点検を進める観点から、以下の取組みを進める必要がある。

- 必要な環境情報・データについて、関係者と協力して整備すること(東アジア諸国における生物多様性に関する情報ネットワーク整備の継続的な支援を含む)
- AP-net や WEPA、その他の既存・計画中の廃棄物、大気、水に関する情報ネットワーク間の調整を図り、データの相互交換や比較等を可能にすること

(5) 開発途上国の環境管理能力向上・環境教育プログラムの開発と実施

(環境管理能力及び環境教育プログラムの開発と実施体制の確立)

アジア太平洋地域の環境管理システムを改善していくためには、関係国の政府のみならず、企業やコミュニティの環境管理能力の向上が不可欠である。我が国は、2002 年度からの5年間で5,000人を目標として環境関連の人材育成に協力することを表明しているが、具体的には、次のような取組みを進めるべきである。

- アジア太平洋諸国と共同で、環境管理能力の向上や環境教育³⁴のための行動計画

³⁴ ここでいう環境教育とは、人権、基礎教育、ジェンダー、平和教育、異文化理解などを含む広い意味での環境教育である。

を作成し、プログラムの開発やその実施体制の確立を進めること(その際、eラーニングを効果的に活用すること)

- タイ、シンガポール、フィリピン、インドネシアとの間で合意している南南協力促進のためのパートナーシップ・プログラム³⁵を発展させ、関係諸国と共同で実施する体制を構築すること

(環境管理能力向上における我が国の地方公共団体・NGO/NPO による協力の推進)

開発途上国の地方公共団体及び社会の環境管理能力の向上のため、我が国の地方公共団体・NGO/NPO による、次のような取組が期待される³⁶。

- 環境関連法の執行、地域の環境管理計画の作成実施に経験とノウハウを有する我が国の地方公共団体による、開発途上国からの研修生の受入れや開発途上国への人材派遣を通じた技術協力の推進
- 我が国の環境 NGO/NPO による、社会の環境意識の向上やコミュニティにおける環境管理能力の強化のための環境教育や環境改善プロジェクトの実施

(環境管理能力向上における我が国の企業による協力の推進)

我が国の企業は、国内外の事業運営において、直接的・間接的に開発途上国の環境管理能力の向上に協力していくことが望まれる。例えば、次のような協力が考えられる³⁷。

- 進出先でのサプライチェーンを通じた現地企業の環境管理能力の底上げ
- 進出先での事業運営、原材料・製品の輸出入や開発途上国のプロジェクトへの融資における環境配慮の実施
- 我が国企業の有する環境技術や製品の普及を通じた環境管理の基盤づくり
- 外部委託によるモニタリングや廃棄物処理等を通じた進出国での環境産業の育成

(6) 我が国 ODA の効果的な活用及び紛争後の復興時における環境協力

(ODA の活用による政策支援型及び対処能力向上に係る協力の推進)

開発途上国における環境管理能力の向上については、環境分野の法制度、国家戦

³⁵ 日本の協力を受けてある程度発展段階に達した国が、日本と共同で、より開発程度の低い近隣国や言語、歴史、文化等が似通った国や地域に対して技術協力を実施する枠組み。2003年12月現在で、シンガポール、タイ、エジプト、チュニジア、チリ、ブラジル、アルゼンチン、フィリピン、モロッコ、メキシコ、インドネシアの11か国と締結している。(外務省「ODA 白書 2003年版」)

³⁶ その他の取組の内容については参考資料2の「2(5)」を参照のこと

³⁷ その他の取組の内容については参考資料2の「2(5)」を参照のこと。

略計画、行動計画等の政策の立案、実施、モニタリング、評価が重要である。そのような能力の強化に向けて、次のような取組みを進めていくべきである。

- 廃棄物管理、水質・大気保全、有害化学物質管理、生物多様性保全などの分野において、機材供与・インフラ整備に加え、専門家の派遣、研修の実施など政策支援型の国際環境協力をより積極的に進めていくこと
- 環境 ODA 事業の持続性を向上させるため、途上国の受入れ可能な対策を支援するとともに、対策実施に係る人的・組織的能力の向上を一層重視していくこと

(国別援助計画の作成、環境 ODA 案件の形成等)

地域の枠組みに基づく包括的な環境プログラムを推進するため、次のような取組みを進める必要がある。

- 外務省が主導する国別援助計画の作成において、その作成に携わる環境分野の専門家の充実を図り、アジア太平洋地域の環境管理システムの改善に資する戦略的な視点を組み込むこと
- それらの専門家を活用し、漁場・森林再生等、環境保全の要素を組み込んだ地域開発・生活向上プロジェクト案件、貧困対策とリンクした環境 ODA 案件等、紛争予防のための環境 ODA 案件の形成を推進すること
- 準地域レベルの環境 ODA 案件の枠組み整備について検討すること

(ODA における環境配慮の徹底)

この他、政府による環境協力において、開発途上国の ODA 要請の中に環境問題への配慮を高めるような技術協力の推進、ODA 案件等の実施における環境社会配慮ガイドラインの普及、ODA 評価の実施における環境専門家の参加促進が必要である³⁸。

(紛争後の復興時及び紛争予防のための環境協力)

紛争終結時においては、建築物・構造物の破壊による大量の廃棄物の処理、環境インフラの修復、環境組織づくりや人材育成などの対応が早急に求められる。他国の政府、国際機関、NGO/NPO などと協力しながら、協力のための計画や協力体制の検討を行い、我が国としての役割を明確にして、紛争後の復興時における環境協力を積極的に取組んでいくべきである。また、紛争の再発を防止するため、自然資源の適切な管理に関する協力を重視していくことが必要である。

³⁸ 取組の内容については参考資料 2 の「2(6)」を参照のこと。

3 . 国際環境協力実施体制の強化

我が国が、地球環境の保全と持続可能な開発を考えた東アジアの環境管理システムの改善に係る環境協力を効果的に推進するためには、それを可能とする人材や情報等の国内基盤、及び組織・体制の整備が不可欠である。国内基盤の強化として、国際環境協力を進める上でのノウハウ・情報の蓄積と整備、人材の育成と効果的な活用を促進するための仕組みづくり、環境協力実施のための資金確保が挙げられる。一方、組織・体制の強化では、国際機関への我が国の人材の戦略的な派遣、環境協力の実施体制の強化が挙げられる。

3 - 1 新たな国際環境協力のための国内基盤の強化

(1) 環境協りに有効な情報基盤の整備

国際環境協力活動に従事する主体にとって役立つタイムリーな情報を整備し、入手しやすい形で提供するとともに、我が国の環境関連情報の英語等での発信力を高めていく必要がある。また、国民の国際環境協力に対する支持と参加(特に若者の参加)の促進に役立つ情報を提供していくべきである³⁹。

(2) 新たな国際環境協りに不可欠な人的基盤の強化

ア. アジア太平洋地域での政策対話や計画づくりのための人材の育成と活用

(計画的な人材の育成)

アジア太平洋地域の環境協力の枠組みづくりに向けた政策対話、共通の計画作成、国際機関との連携を行う人材の育成を計画的に進めるため、次のような取組みについて検討するべきである。

- 特に若者に焦点をあて、青年海外協力隊、国際機関でのインターンシップなどからステップ・アップしていくキャリア・パスを確立すること
- 大学卒業生・大学院生が国際機関等の現場を体験する機会を増やすため、例えば、国際機関のインターンシップ制度を周知し、参加のための補助施策を導入すること
- AE 等派遣制度⁴⁰を活用した人材育成を実施すること(AE 等に対する環境意識の

³⁹ 取組の内容については参考資料 2 の「3(1)」を参照のこと。

⁴⁰ 将来正規の国際公務員を志望する若手邦人のために、一定期間(原則2年)各国際機関で職員として

啓発を行うとともに、派遣中の機関における環境関連情報交換、環境協力専門家としてのキャリア・パス選択への働きかけを行うなど)

- 将来、国際機関の幹部職員となる見込みのある人材を若いうちに P2、P3 レベル⁴¹で派遣し、国際機関での経験を積めるようにすること
- 人材の育成に当たっては、現在研究中心に使われている 21 世紀 COE(center of excellence) プログラム⁴²を積極的に活用すること

(人材育成プログラムの作成・実施)

人材の育成を進めるため、FASID や大学などの教育機関、在日国際機関等の関係機関と協力し、人材育成のための連絡委員会を設置するなどネットワークを構築するとともに、トレーニング・プログラムを開発する必要がある。例えば、次のような取組みが考えられる。

- 在日国際機関をネットワーク化し、在日国際機関の職員を講師として国際機関での仕事の進め方等に関する短期の研修を行い、その後、ネットワークに加盟する在日国際機関に研修参加者を実地訓練生として派遣すること
- 大学生・大学院生を関連省庁、研究機関、在日国際機関などへ研修生として派遣し、その経験を大学・大学院での単位として認定すること
- 在職者の PhD 取得支援システムを整備すること
- 国際機関邦人職員と国際機関への就職希望者との交流を実施すること

イ. 開発途上国での環境協力プロジェクトに従事する人材の育成

環境 ODA、地方公共団体・NGO/NPO・企業の国際環境協力活動に従事する人材(環境省の人材育成を含む)の育成を進めるため、例えば、次のような支援を行うことが必要と考えられる。

- 環境関連の国際会議や開発途上国の現地調査の際に、国際環境協力に従事する(意欲のある)人材を派遣すること
- 計画的に環境省若手職員が、開発途上国の現場を経験できるようにすること
- NGO/NPO や企業の方が、国や地方公共団体での環境行政を経験できるようにす

勤務することにより、専門知識を深め、国際的業務の経験を積む機会を提供する制度。この制度により派遣される者は、機関により AE (Associate Expert)、JPO (Junior Professional Officer)、APO (Associate Professional Officer) 又はトレーニーと称される(通常これを AE 等と総称)。外務省が実施。

⁴¹ 国連職員の職位をあらわすレベルで、若手に相当。P2 の受験資格は学士以上 32 歳以下、P3 の受験資格は修士以上 39 歳以下。

⁴² 我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、重点的な支援を行うプログラムで、平成 14 年度から実施されている。

ること

ウ. 研究者の育成

開発途上国の環境管理や国際環境協力を直接の研究対象とする研究者を育成するため、大学院講座の拡充、大学院課程修了生の活躍場所の確保や斡旋などを行うしくみの検討を進める必要がある。

エ. 人材活用のしくみの整備

人材の育成に加えて、人材を活用するしくみを整備していくことが重要であり、環境協力専門家データベースのより一層の充実や、環境協力に携わる職員・社員の海外派遣に対する社会的評価を高め、奨励するようなインセンティブの導入、環境専門家として活躍できる定年退職した人材の再教育と派遣先の斡旋などを行うしくみの形成についても検討することが必要である⁴³。

(3) 新たな国際環境協力の推進のための資金の確保・効果的活用

世界・地域の環境管理に係る枠組みづくり、地域の環境管理プログラムの実施、国際環境協力を進めるための国内基盤整備及び体制強化のため、次のような取組みを行う必要がある⁴⁴。

- 国の関連予算の拡充と国際環境協力のための各種基金の充実を図るとともに、より戦略的な資金投入を行うこと
- NGO/NPO や企業が実施する国際環境協力活動について、国際機関の有する資金を活用できるような支援を行うこと(既存 ODA 予算の効果的な活用)

3 - 2 新たな国際環境協力を進めるための体制強化

(1) 国際機関への人材の戦略的な派遣

(重要な国際機関への環境関連の人材の派遣及び就業機会の強化)

今後、特にアジア太平洋 - 東アジア地域の環境管理システムの改善に我が国が積極

⁴³ 取組みの内容については参考資料 2 の「3-1(2)」を参照のこと。

⁴⁴ その他の取組みの内容については参考資料 2 の「3-1(3)」を参照のこと。

的に関わっていくためには、重要な国際機関への人材派遣を次のように行っていくべきである。

- アジア太平洋地域と関係の深い国際機関、特に、UNEP、UNDP、世界銀行、ADB など戦略的に重要な国際機関に、政府関係者及び民間人を優先的に派遣すること
- 邦人職員、特に環境関連専門家の雇用を国際機関に働きかけること
- 幹部職員にふさわしい人材が適切なポストにつくために、政治的外交的サポートを関係機関に働きかけること

(国際機関の邦人職員の支援)

国際機関の邦人職員を支援するため、次のような取組みを行う必要がある。

- 日本に帰国せざるを得ない場合の受入れ機関の斡旋や、現地での教育・医療・安全面でのサポートの実施を検討すること
- 派遣元の機関において、出向期間中も昇進等の人事上の処遇を適切に行うこと

(2) 効果的かつ包括的環境協力のための関係機関の連携・調整

(政府レベルの関係機関の連携・調整機関の設置)

政府レベルの関係機関の連携・調整を図るため、次のような取組みを行う必要がある。

- 特定のテーマごとに、関係省庁、JICA、国際協力銀行(JBIC)等の地球環境保全やODAの関係機関との連携・調整機関を設置し、相互の協力関係を密にすること
- 特に、有償、無償、技術協力の分野における定期的な意見交換を行い、環境ODA案件の形成に積極的に連携・協力すること

(国際環境協力のための政府機関・地方公共団体・NGO/NPOの対話の場の設置)

また、地方公共団体やNGO/NPOも政府による環境協力の実施パートナーとしての役割を担うことから、関係主体との対話の場を設置し、相互の連携を支援していく必要がある。

(3) 環境省等の体制強化

(国際環境協力に係る取組み全体を統括する体制の強化)

環境省における国際環境協力に係る体制を強化するため、次のような取組みを行う必要がある。

- 環境省内部での国際環境協力全体を統括する体制を強化し、様々な取組み間の整合・調整を図ること
- 国際環境協力分野での現場経験を積んだ職員を、環境省の国際環境協力政策立案・実施部署に効果的に配置すること
- 環境調査研修所において、国際環境協役に役立つ人材育成の機能を強化すること（例えば、国際機関の業務を遂行できる人材を育成するための研修を行うなど）

（関係機関との連携の強化等）

環境省とその関係機関との連携強化、関係機関の体制強化に向けて、次のような取組みを行う必要がある。

- 環境省の関係機関である独立行政法人国立環境研究所、IGES、(財)地球環境センター(GEC)、(社)海外環境協力センター(OECC)や自然環境研究センター等との定期的な意見交換の場を設置すること
- 継続的に国際環境協力のノウハウの蓄積、人材育成、人材斡旋、人材をプールして派遣する組織を強化すること(例えば、JICA 国際協力総合研修所、OECC、IGESなどにそのような機能を持たせるなど)

（４）地方公共団体・企業・NGO/NPO の協力体制の強化

ア. 地方公共団体における国際環境協力推進のための体制強化の支援

地方公共団体における国際環境協力推進のための体制強化を図るため、次のような取組みが必要である。

- 地方公共団体の環境協力に関して利用可能な助成制度の情報を提供すること
- 地方公共団体が総務省や ODA における支援制度を積極的に活用できるよう検討すること
- 積極的な取組みを行っている地方公共団体を対象として、例えば JICA や JBIC などの関係機関によるラウンドテーブルを設置して、地方公共団体間の連携、今後の実施体制に係る分野ごとの役割分担、地方公共団体の環境協力体制強化のための支援策などを検討すること
- ODA 実施機関と連携して、我が国の地方公共団体が開発途上国の地方公共団体との協力関係を築くためのプログラムを作成するなど、地方公共団体による協力を促進するための支援を実施すること

イ. NGO/NPO 活動の強化のための戦略的な支援

NGO/NPO による国際環境協力推進のための体制強化を図るため、次のような支援が考えられる。

- コミュニティ・レベルでの環境教育など、現地での具体的な活動が期待される NGO/NPO については、助成制度・環境保全活動の事例・当該国の環境情報などその他有益な情報の提供、技術面をサポートする専門家の派遣、JICA 草の根技術協力事業の案件形成への支援などを行うこと
- 政策提言を行うシンクタンク的な役割が期待できる NGO/NPO については、政府機関からの調査の委託、国際会議での論点やこれまでの経緯などに関する情報提供、国際会議へのスタッフ派遣に対する助成、環境省での研修の実施、同じ分野の NGO/NPO とのネットワーク構築の働きかけなどを行うこと
- NGO/NPO の継続的な国際環境協力活動が可能となるような資金面での基盤づくりについて検討し、関係機関に提言すること
- プロジェクト管理能力、会計処理能力向上のため、国際協力を行う NGO/NPO を対象としたセミナーの実施などを関係機関に働きかけるとともに、NGO/NPO にそのようなセミナーへの参加を促すこと

ウ. 企業における環境協力推進体制の強化

企業における環境協力推進体制を強化するため、次のような施策を実施していくことが望まれる。

- 開発途上国の日系企業との間で環境協力に関する連携体制の設立を奨励するなど、開発途上国政府や地元企業の環境管理システムの改善に対する活動への協力関係の構築を支援していくこと(ODA の活用を含む)
- 国際環境協力を含めた CSR の担保に責任を持つ役員を、経営の中心に配置することを奨励すること

(5) 我が国の研修体制と開発途上国におけるサポート体制の強化

開発途上国からの研修員の受入に関して、研修員のスクリーニングへの我が国の関与や研修後の活躍の場づくり、研修内容の充実、研修受入機関の能力強化や数の増大を図る必要がある。また、開発途上国において、言語、現地事情、他の協力機関の動向に関する情報交換といった面で相手国の人材も活用して、我が国の環境協力活動をサ

ポートする体制づくりを強化していくべきである⁴⁵。

⁴⁵ 取組みの内容については参考資料 2 の「3-2(5)」を参照のこと。

おわりに - 「国際環境協力戦略」の具体化に向けて

本報告書は、本検討会の委員の意見をベースに、また、限られた時間の範囲内でまとめたものであることから、必ずしも多くの関係者の意見を反映しきったものにはなっていないことを予めお断りしておきたい。

したがって、本報告書が今後の国際環境協力政策に活かされていくためには、国際環境協力の関係機関や国の中央環境審議会における議論を進めるとともに、専門家、国民各層からの意見の聴取を行い、それらを反映した国民的な合意を得た内容にしていくことが必要である。その上で、環境省や関係機関のそれぞれ実施すべき役割に応じて人の配置と予算化を図っていくことが望まれる。

参考資料 1: 国際環境協力の現状

ここでは、世界的・地域的な枠組みづくり、アジア太平洋地域の環境管理、国際環境協力の実施体制について、国外の動向、我が国の取組みの現状を整理している。

1. 世界的・地域的な枠組みづくり

項目	国外の動向、我が国の取組みの現状
(1)世界的な枠組みづくり	<p>【国外の動向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 502 の国際環境条約（うち 323 は地域レベルの条約）が締結（気候変動枠組条約、生物多様性条約、ストックホルム条約（POPs 条約）、バーゼル条約、モントリオール議定書など） ● 国連ミレニアム・サミットの開催 ● WSSD ヨハネスブルグでの実施計画採択 ● WTO 新ラウンドにおける貿易と環境に関する検討¹ <p>【我が国の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動に係る対策の実施に向けた枠組みづくりに積極的に関与（京都議定書の成立に貢献） ● 国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の設立に参加 ● 国連経済社会理事会での化学品の分類及び表示に関する新たな世界的に調和されたシステムの検討への参画 ● ESCAP、UNEP、アジア太平洋経済協力会議(APEC)などの国際機関や地域協力の枠組みの中で、アジア太平洋地域における環境分野の協力を関係各国と連携を取りつつ推進 ● 地球環境ファシリティ（GEF）やクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）などの資金メカニズムへの拠出及び運営への関与 ● IUCN に政府機関会員として加盟し、共同事業の実施、東アジア国立公園・保護地域委員会への運営に協力 ● 世界の危機的な環境状況を明らかにすると共に、世界に向けて提言を発信する地球環境行動会議（GEA）の活動を支援
(2)地域的な枠組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国のイニシアティブにより設立された政策対話の場(1991 年よりエコ・アジアを、1992 年より NEAC を、1999 年より TEMM を開催) ● ESCAP 環境大臣会合の開催²

¹ 2001 年 11 月の WTO 第 4 回閣僚会議（ドーハ）で立ち上げられた WTO 新ラウンドにおいて、多国間環境条約における貿易制限措置、自国外の環境問題に対処するための一方的貿易制限措置（生産工程及び生産方法規制）、非関税障壁としての環境ラベルなどが議論されている。

² 5 年に 1 回開催されている。北九州市で 2000 年に開催された会議では、5 ヵ年地域行動計画や都市環境改善を目的とした地方公共団体ネットワークを構築する北九州イニシアティブを採択し、後者については、具体的な活動が進められている。

項目	国外の動向、我が国の取組みの現状
	<ul style="list-style-type: none"> NEASPEC の設立 日露、日中、日韓の環境保護協力協定
(2)地域的な枠組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 日中、日米、日豪、日露の渡り鳥保護条約・協定 日本国政府及び中華人民共和国政府による 21 世紀に向けた環境協力に関する共同発表(1998 年) 東アジア諸国との FTA・経済連携協定締結を通じた貿易と環境保全の相互支持性の向上に向けた取組み 日本 ASEAN 東京宣言を踏まえた東アジア共同体の形成に向けた動き 2002 年 WSSD においてアジア森林パートナーシップが発足 2004 年 1 月にフィリピンにおいて「環境と交通に関するマニラ政策対話」を開催

2. アジア太平洋地域の環境管理

項目	国外の動向、我が国の取組みの現状
(1)地域・準地域レベルの計画づくり	<ul style="list-style-type: none"> ESCAP 環境大臣会合での「2001-2005 年環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画」の採択(2000 年) WSSD アジア太平洋地域ハイレベル準備会合での「アジア太平洋地域の持続可能な開発に関するプノンペン地域プラットフォーム」の採択(2001 年) エコ・アジアの付属組織である APFED によるアジア太平洋地域の持続可能な開発と環境のビジョンづくり アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略、北西太平洋地域海行動計画、アジア森林パートナーシップ、アジアの都市に関するクリーン・エア・イニシアティブなど地域内での環境協力の取組を積極的に推進 中央アジア地域環境アクションプラン、南アジア環境プログラム、ASEAN 環境戦略計画の実施、南太平洋での既存の地域環境戦略の見直し、拡大メコン地域(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、中国雲南省)における戦略的環境フレームワークに基づくプログラムの実施
(2)政策の実施状況の点検・評価	<ul style="list-style-type: none"> 多国間環境条約における各国の義務の履行状況や政策の実施状況についてのレビュー(多くは先進国のみ) OECD 諸国の環境政策レビュー
(3)共同研究	<ul style="list-style-type: none"> 関係各国と協力して IGES/APN を設立(1996 年)し、日本の神戸にある事務局の活動を支援 APN 戦略計画に基づく、地域内の研究活動の支援、研究者の人材養成を積極的に実施 開発途上国等共同研究、国際交流研究(エコフロンティア・フェローシップ制度)により、アジア太平洋地域を対象とした共同研究や研究者の交流を支援

項目	国外の動向、我が国の取組みの現状
(3)共同研究	<ul style="list-style-type: none"> ● IGES で、1998 年 4 月からアジア太平洋地域に重点をおいた環境戦略研究を実施（2004 年 4 月からは「気候政策」「森林保全」「都市環境管理」「産業と持続可能社会」「淡水資源管理」「長期展望・政策統合」の 6 分野の研究を実施） ● 地球環境研究総合推進費により、インドネシアの森林火災による生態系への影響、渡り鳥の移動経路、アジア・オセアニア地域における国際分類学イニシアティブ(GTI)の推進、サンゴ礁の回復等に関する共同研究を実施（国立環境研究所等）
(4)情報・データの整備	<p data-bbox="389 566 584 602">【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アジア太平洋地域・東アジア地域における共同の地球環境のモニタリング・プログラムとして、地球圏・生物圏国際協同研究計画(IGBP)等の国際的なイニシアティブを実施 ● EANET を稼働 ● 地球規模サンゴ礁モニタリングネットワークに参加 ● TEMM 等の場を通じ、日本、中国、韓国及びモンゴルによる黄砂モニタリングネットワークの構築を推進 ● 国立環境研究所：オゾン観測、海洋二酸化炭素吸収観測、大気中自然起源ハロカーボン観測の実施、熱帯林のエコロジカルサービス機能データベース構築のための森林観測体制整備 ● 地球観測サミット（2004 年 4 月）において、自然資源、生態系、自然及び人為的災害もモニタリングの対象としていくこと、モニタリングの成果として地球環境の変化の予測と対策の改善が期待されていることを合意 <p data-bbox="389 1227 655 1263">【環境情報・データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IGES がアジア太平洋地域の環境白書を作成中 ● アジア鳥類レッドデータブックの編纂（環境省がバードライフ等と連携） ● アジア湿地目録の編纂（環境省が国際湿地保全連合等と連携） ● 地球規模生物多様性情報機構（GBIF）への拠出及びデータベース構築に協力（文科省等） ● WEPA に基づく水環境保全のためのデータベース構築 <p data-bbox="389 1599 647 1635">【情報ネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省のイニシアティブにより、1998 年から、温暖化関係情報の窓口として AP-net が機能

項目	国外の動向、我が国の取組みの現状
(5)開発途上国の環境管理能力	<ul style="list-style-type: none"> ● 南南協力促進のため、タイ、シンガポール、フィリピン、インドネシアと総合的な枠組み（パートナーシップ・プログラム）について政府間合意 ● ODA を通じたアジア太平洋地域における能力構築の取組み事例として、以下のものがある <ul style="list-style-type: none"> JICA 技術協力プロジェクト（生物多様性保全：調査研究、情報システム、保護区管理・環境教育（インドネシア、マレーシア）、森林保全：森林火災対策、マングローブ林保全、サンゴ礁保全：モニタリング、環境教育） JICA 集団研修コース（湿地保全及び生物多様性保全、サンゴ礁保全、生物多様性情報システム、水環境モニタリング、オゾン層保護対策・代替技術、大気保全政策、地球温暖化対策、湖沼水質保全、廃棄物管理、環境影響評価、環境行政） ● EANET：専門家の派遣等による酸性降下物等のモニタリングに関わる能力開発事業の実施
(6)ODA 等	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA による調査及び事業の発掘、開発調査の実施、研修員の受入、技術協力専門家の派遣、技術協力プロジェクトの実施、無償資金協力（具体例：開発途上国政府のモニタリング能力向上のため、無償資金協力による「環境センター」の建設とプロジェクト形式の技術協力をインドネシア、タイ、中国等で実施。廃棄物分野では、国や自治体における廃棄物管理のマスタープランの策定や、適正な収集運搬及び処分技術の移転等を目的とする開発調査の実施とそれに基づく収集システム改善のための収集機材供与、最終処分場の衛生埋立等の技術協力・無償資金協力。その他の分野での開発調査として、大気環境管理計画、湖沼等の水質管理計画など。） ● JBIC による有償資金協力（水質保全分野における下水処理施設整備、廃棄物分野における最終処分場の建設など） ● 在外日本大使館による現地 NGO に対する草の根無償資金協力 ● JICA 環境社会配慮ガイドライン（H16 年 4 月改定） ● JBIC 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（H14 年 4 月制定） ● 国際機関（UNEP、UNDP、世界銀行、ADB など）への拠出 ● 環境関連基金への拠出（GEF、CEPF、オゾン層保護基金など） ● 途上国への環境適正技術の移転を行うための UNEP 国際環境技術センター（IETC）の日本への誘致、運営支援 ● ODA 事業の事後評価、環境の視点からみた国別 ODA の評価の実施

3. 国際環境協力の実施体制

3-1 国際環境協力のための国内基盤

項目	我が国の取組みの現状
(1) 環境協力のための情報	<p>【国際環境協力に従事する主体に役立つ情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地球環境保全調査研究等総合推進計画」に基づき、IGBP、世界気候研究計画（WCRP）、地球環境変動の人間社会的側面国際研究計画（IHDP）等の国際的な研究計画に参加・連携しつつ、調査研究を積極的に推進 ● 環境省：我が国の公害克服経験の共有、環境保全技術の移転、環境教育などのため、途上国等と協力しつつ、英文や中国語のテキスト、マニュアル、ビデオ、技術データベース等を作成し、提供 ● 環境省：各開発途上国等の環境の状況を把握し、我が国が行う環境協力のニーズを分析するための調査、さらには環境協力のあり方を検討するなどの調査を様々な国や地域に対して実施 ● 環境省：途上国の自然状況や社会状況に応じた環境保全技術の調査研究・開発の実施（国立環境研究所）地球環境研究総合推進費を通じて関係機関の地球環境保全に関する調査研究・開発等支援 ● GEC：途上国が比較的導入しやすい環境技術情報をデータベース化し、インターネット上で公開（環境省支援） ● JICA：国別環境情報を整備し、インターネット上で公開 ● (財)環境情報普及センター：EIC ネットで海外の環境関連ニュースを提供 <p>【国民の国際環境協力に対する支持と参加の促進に役立つ情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 若者の国際協力活動を促進するため実施される JICA 青年海外協力隊事業について全国各地で説明会を実施 ● インターネット等を活用した政策立案におけるパブリックコメントの聴取 ● 行政評価法に基づく、施策の実施に係る評価の公開 ● ODA 民間モニター制度により、国民が ODA 事業の現場を視察
(2) 人材の育成と活用	<p>【人材の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省：環境調査研修所で、国及び地方公共団体等の職員を対象に国際環境協力研修等を実施（平成 15 年度は 6 コース、66 名参加） ● JICA：国際協力に携わる意欲のある人を対象とした技術専門家養成研修（森林環境・環境社会配慮・環境衛生コース）を実施（平成 16 年度は各コース 8 名程度） ● 地球環境市民大学校：NGO/NPO を対象とした国際協力、自然保護戦略、環境アセスメント等の講座の開催

項目	我が国の取組みの現状
(2)人材の育成と活用	<p>【人材の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省：環境協力専門家データベースの整備（平成15年度末で337名を登録）情報誌を年2回登録者に送付 環境省環境調査研修所：国際環境協力研修受講者の希望者にメールリングリストへの参加を呼びかけ、受講生間の情報交換や議論を活発化、今後の研修案内や専門家派遣要請状況などについてメールマガジンを配信 外務省：国際協力NGOインターンシップ・プログラムにより若手職員をNGOに派遣（平成14年度は49名を17のNGO団体に約1週間派遣）
(3)資金確保	<ul style="list-style-type: none"> 政府開発援助、地球環境研究等の国の予算 地域・準地域レベルで実施するプロジェクトへの資金協力 地方公共団体が活用可能な資金：（財）自治体国際化協会の自治体国際協力促進事業助成金、JICA草の根技術協力事業 NGOが活用可能な資金：外務省のNGO事業補助金・日本NGO支援無償資金協力、JICA草の根技術協力事業、地球環境基金、国際ボランティア貯金、CEPF、民間基金 企業・国民の寄付を募っている基金：地球環境基金、国際ボランティア貯金、日本経団連自然保護基金等 日本のGEFへの拠出額は世界第一位（2002年7月22日現在）であるが、日本の民間セクターの参加は調達額でみるとG7国中最小

3-2 環境協力の推進体制

項目	取組みの現状
(1)国際機関への人材の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 国連関係機関に勤務する専門職以上の邦人職員数は2004年1月現在で610人 「国連平和協力分野における人材育成検討会行動計画」の目標：国連関係機関における邦人職員を2009年までに少なくとも10%増加するよう努力する 外務省：AE等派遣制度による若手邦人の国際機関での経験を積む機会、国際機関人事センターを通じた国際機関の求人情報等の提供 外務省及びFASID：AE/JPOを中心としたジュニアレベルの人たちを対象とした派遣前の研修「国際機関コース」を実施
(2)関係機関による連携・調整	<ul style="list-style-type: none"> 黄砂プロジェクトにおける関係省庁の連携 環境条約や協定の締結における省庁間の連携 環境ODA案件の形成は主に外務省とJICA、JBICとの間で実施（環境省はプロセスに関与せず） 技術協力以外の案件実施には環境省は関与せず 外務省の国別援助計画作成時に環境省が意見を述べる形で協力 環境省：国連大学との協働事業として地球環境パートナーシッププラザを開設し、世界的な枠組みづくりへの各主体の参画を

項目	取組みの現状
	<p>支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省：「持続可能な開発のための教育の10年」を推進するため、国連大学高等研究所と協力
(3) 環境省等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ● ODA 以外の国際環境協力は主に環境省地球環境局の関係部署で実施 ● 国際環境協力人材の育成：環境調査研修所 ● 国際環境協力に関わる科学的研究の実施：APN、IGES、国立環境研究所
(4) 地方公共団体・企業・NGO/NPOの協力体制	<p>【地方公共団体による国際環境協力活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 41 都道府県、12 政令指定都市、6 中核市、その他 15 市町（東京都特別区含む）が国際環境協力の経験あり（神奈川県、兵庫県、滋賀県、北九州市、仙台市、釧路市、四日市市などが積極的） ● 北九州イニシアティブネットワーク、アジア太平洋都市間協力ネットワーク(CITYNET)、環黄海都市会議、アジア環境協力都市ネットワーク、環日本海ネットワーク等、日本と途上国の地方公共団体同士の環境協力をすすめるネットワークがある ● 富山県は、北東アジア地域自治体連合（NEAR）における北東アジア地域の交流促進や環境保全に係る活動の委員会において、日本、中国、モンゴル、韓国、北朝鮮及びロシアの6か国39自治体の取りまとめを実施 ● 地方公共団体による協力は、国際交流協会のような外郭団体を通じて実施しているケースが多い <p>【地方公共団体による国際環境協力を促進する国等の施策（資金支援を除く）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省：平成12年度から「地方公共団体・NGO等の連携による国際環境協力推進事業」において、地方公共団体等が中心となって実施される国際環境協力を支援 ● JBIC：提案型案件形成調査、発掘型案件形成調査として、案件形成段階への参加促進 ● 兵庫県は、「国際連携会議環境分科会」を開催し、姉妹州省、県下姉妹都市を環境面から包括して、自治体レベルでの交流や意見・情報の交換を推進 <p>【NGOによる国際環境協力活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 100程度のNGOが国際環境協力を実施していると推定 ● 国際協力を行うNGOのネットワーク組織として国際協力NGOセンター(JANIC)を設置（1987年） ● 日本国内の環境・開発・人権・平和・ジェンダー・多文化共生・保健など、社会的な課題に関する教育にかかわる市民セクターの動きをつなぐための「持続可能な開発のための教育の10年推進会議」を設立（2003年）

項目	取組みの現状
(4) 地方公共団体・企業・NGO/NPO の協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 東アジア地域における大気汚染問題、越境型の大気汚染問題、地球温暖化などについて、情報の交換、経験の交流、必要な共同行動を行う緩やかなネットワーク組織として日本、韓国、中国、台湾、香港、モンゴル、極東ロシアの17団体の環境NGOによって組織された「東アジア大気行動ネットワーク(AANEA)」が発足(1995年) ● 日本環境会議が、アジア・太平洋地域における環境NGOや環境専門家の連帯と相互協力のネットワークづくりを目指して、「アジア・太平洋NGO環境会議」(APNEC)を1995年から開催 ● 公害問題に関しては、地方公共団体等の強力な支援を得て、国際環境協力を目的とし設立されているNGO/NPOとして、(財)北九州国際技術協力協会(KITA)、(財)国際環境技術移転研究センター(ICETT)、GECなどの組織があり、それぞれ国際環境協力を実施する体制を有する <p>【NGOによる国際環境協力活動を促進する国等の施策(資金支援を除く)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省：環境協力を推進するための基盤として様々な取組実施 ● JICA：草の根技術協力事業(開発途上国で行うプロジェクトをJICAと共同実施)を実施、16カ国のJICA在外事務所等にNGO-JICAジャパンデスクを設置し、NGOの現地活動を支援 ● 地球環境市民大学校：組織マネジメントや会計講座の開催 <p>【企業による国際環境協力活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別企業が開発途上国における植林などの環境保全事業を実施 ● 日本経団連や個別企業が環境基金等を設けて開発途上国の環境保全事業を行うNGOに活動資金を助成、開発途上国からの留学生に奨学金を支給 ● 国連グローバル・コンパクト³に日本企業17社が参加(2004年7月現在) ● 環境分野のコンサルティングサービスや環境機器の普及など、ビジネス活動を通してアジア太平洋地域の環境管理システムの向上に貢献 ● 経済同友会は、昭和35年から企業の社会的責任を検討し、平成15年には環境を一分野とする「企業評価基準」を発表し、環境配慮を推進

³ 1999年1月のダボスで開催された世界経済フォーラムの場で、アナン国連事務局長が世界の企業リーダーに呼びかけ、グローバル化に起因する様々な課題に対処するための初めての世界的な意見交換と実践に関するイニシアティブとして2000年7月に国連本部において発足。企業のほか、政府、労働者、市民社会組織が参加し、対話、学習、プロジェクトの実施などを通してグローバル・コンパクトの9原則(環境については、環境問題の予防的アプローチを支持する、環境に対して一層の責任を担うためのイニシアティブをとる、環境を守るための技術の開発と普及を促進するの3原則)の前進や達成を目指す。

項目	取組みの現状
(4) 地方公共団体・企業・NGO/NPOの協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本経団連では、平成3年に発表した「地球環境憲章」の中で、海外進出に際しての環境配慮事項を規定し、平成16年には「企業行動憲章」を改定し、企業の社会的責任に関する対応の推進を促進 ● 一部先進企業は、環境報告書の中で海外事業所の環境配慮について報告 ● 持続可能な森林経営や漁業を推進するための認証ラベル制度が開始され、我が国でも認証ラベルをつけた商品が市場に出回る ● 民間金融機関による開発途上国のプロジェクトファイナンス案件に環境・社会配慮の任意基準が作成され、日本でも導入が開始 ● 環境問題への取組が先進的な企業に重点的に投資するエコファンドの誕生が企業の環境経営を促進 ● 国際環境協力は、CSR（企業の社会責任）の一環ともとらえられるが、民間企業の中には、CSR担当役員において社会責任の徹底を図っているところもある <p>【企業による国際環境協力活動を促進する国等の施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省：国別の環境規制等の調査を実施し、成果情報を提供 ● JBIC：環境社会配慮確認ガイドラインを、同行が行う日本企業の海外活動支援にも適用 ● JBIC：民間金融機関と「環境審査にかかる協定書」を締結し、環境審査情報、ノウハウを民間金融機関に提供 ● 独立行政法人日本貿易保険：「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」に基づく環境社会配慮の適切さの確認 ● IGES：アジア太平洋地域の環境産業を発展させるための政策提言を行う研究を実施（平成14～15年度） ● 内閣官房：『「環境・エネルギー」産業発掘戦略』を作成（平成14年） ● OECC：海外環境協力に関する情報の提供
(5) 研修及び開発途上国におけるサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA：関係省庁、地方公共団体等の協力も得ながら開発途上国からの研修員の集団研修を実施 ● 環境省：研修実施への協力、地方公共団体に対する開発途上国からの研修員の受入れ要請 ● 援助の重要性の高い国を中心に、日本大使館、JICA・JBIC 在外事務所、JICA 専門家等を中心に現地 ODA タスクフォースを立ち上げ、開発を巡る動向の把握・分析、被援助国政府との政策協議、国別援助計画の策定・見直しプロセスへの関与、現地コミュニティとの連携を実施 ● 16カ国の JICA 在外事務所等に NGO-JICA ジャパンデスクを設置し NGO の現地活動を支援

参考資料 2: 今後の国際環境協力の取組みの方向(補足)

ここでは、本文中で項目のみ言及した今後の国際環境協力の取組みについて、その内容を整理している。

1. 世界的・地域的な枠組みづくりへの戦略的な関与

本文見出し	取組みの内容
(1) 地球環境保全に関する世界的な枠組みづくりへの我が国の積極的な関与	<p>【貿易と環境の枠組みづくり】</p> <p>貿易と環境に関する枠組みづくりにおいて、次のような取組みを進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界的な貿易協定の中での環境と貿易の相互支持性の確保に、積極的に関わること 我が国が自由貿易協定を締結する際には、環境面での正負の影響について検討するとともに、環境協定の締結を進めること

2. 地域の枠組みに基づく包括的な環境管理プログラムの推進

本文見出し	取組みの内容
(5) 開発途上国の環境管理能力向上・環境教育プログラムの開発と実施	<p>【地方公共団体による環境協力】</p> <p>多くの地方公共団体が開発途上国の地方公共団体との協力関係を構築するために、次のような取組みが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 北九州イニシアティブネットワークを強化すること モデル的な都市間の協力プロジェクトを、ODA を活用しながら進め、日本と開発途上国の地方公共団体間の交流と協力のケースを増やすこと <p>また、研修生の受入れを積極的に進めるために、分野ごとに核となる地方公共団体を決めて、他の地方公共団体とも協力ネットワークを作り、研修の受入れを強化していくことが望まれる。</p> <p>【NGO/NPO による環境協力】</p> <p>開発途上国の環境意識の向上や身近な環境改善活動への協力において、我が国の NGO/NPO には次のような取組みが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境協力を実施する際、現地との交流を深め、どのような協力が大事であるかを学びつつ進めること 開発途上国の NGO/NPO との交流を深め、協力関係を構築すること アジア太平洋地域の NGO/NPO のネットワーク活動にも積極的に関わること

本文見出し	取組みの内容
(5) 開発途上国の環境管理能力向上・環境教育プログラムの開発と実施	<p>【企業による環境協力: 企業活動を通じた協力】</p> <p>開発途上国の企業の環境管理能力向上に向けて、我が国の企業には、次のような取組みが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業における環境対策や環境管理に関する情報を公開すること • 日本の産業団体と相手国の産業団体との意見交換や交流を積極的に進めること • プライオリティの高い課題（持続可能なエネルギー、淡水資源の保護・安全な水へのアクセス、生物多様性の保全、持続可能な開発のための教育）への対応に向けて、日本企業の有する技術や製品の普及を政府と民間が協力しつつ進めること • グローバル・コンパクトに積極的に登録・参加すること
	<p>【企業による環境協力: 事業運営における環境配慮の実施】</p> <p>開発途上国における我が国企業の事業運営において、次のような環境配慮を行うことが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 開発途上国の規制水準に留まらず、技術的に対応可能な最高水準の対策を率先して実施すること • 進出先の国で環境アセスメントが求められない場合でも、率先して環境アセスメントを実施すること <p>なお、これらの取組みを促進するため、政府は、国内の事業所と同様に海外の事業所における環境パフォーマンスに関する情報の自発的公開を環境報告書ガイドラインの項目とするべきである。</p>
	<p>【企業による環境協力: 貿易における環境配慮の実施】</p> <p>我が国の企業による貿易において、次のような環境配慮を実施することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 持続可能性を考慮した輸入を、企業の社会的責任として実施すること • 特に、持続可能な方法で生産された一次産品・製品の輸入を推進するため、例えば、持続可能な方法で生産されたことを消費者に伝達するマーク等の利用を促進すること • 製品や廃製品の輸出入に際しては、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理について十分考慮すること
	<p>【企業による環境協力: 金融における環境配慮の実施】</p> <p>我が国の金融機関・企業による融資において、次のような環境配慮を実施することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 開発途上国のプロジェクトに対する融資における環境・社会配慮の任意基準の導入やその適用の結果について情報を公開すること

本文見出し	取組みの内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発途上国における持続可能な開発のためのプロジェクトに対する企業や個人の投資を募るようなしくみをつくること
(6)我が国 ODA の効果的な活用及び紛争後の復興時における環境協力	<p>【ODA 要請の中に環境問題への配慮を高める技術協力の推進】 開発途上国の ODA 要請の中に環境問題への配慮を高めるよう、次のような取組みを行っていくべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発途上国が日本に ODA の要請を出す準備段階において、開発途上国政府の環境担当部署における意見照会を行うように求めること ● ODA 案件の多い国に対しては、日本からの環境配慮のアドバイザーの派遣を考慮するよう関係機関と協議すること
	<p>【ODA 案件等の実施における環境社会配慮がドライの普及】 ODA 案件等における環境社会配慮を徹底するため、次のような取組みを行っていくべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ODA 案件等において環境社会配慮やその確認を行う際に、我が国の経験を活用し、技術的・政策的な支援を行うこと ● 東アジア諸国と戦略的環境アセスメント（SEA）や環境影響評価（EIA）システムに関する意見交換、手続きや手法上の調整を図ること ● 紛争後の処理においても環境配慮が行われるよう働きかけること
	<p>【ODA 評価における環境専門家の参加促進】 ODA 評価における環境の視点を充実させていくため、次のような取組が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ODA 評価に環境の専門家が参加するよう関係機関に働きかけること ● 環境の視点からみた国別 ODA 評価の実施対象国を増やすよう関係機関に働きかけること

3. 国際環境協力実施体制の強化

3.1 新たな国際環境協力のための国内基盤の強化

本文見出し	取組みの内容
<p>(1) 環境協力に有効な情報基盤の整備</p>	<p>【タイムリーな情報の整備】</p> <p>国際環境協力活動に従事する主体にとって役立つタイムリーな情報を整備し、入手しやすい形で提供するため、例えば、次のような取組みが必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発途上国・先進国・国際機関の環境関連情報の収集・蓄積、和文化・共有化 ● 日本の環境関連情報の英文・開発途上国の言語への翻訳 ● 環境管理能力向上の効果的な方法に関する政策研究の実施とその成果の共有 ● 技術協力に関する過去の成功例や失敗例の整理、効果的に実施するためのマニュアルやガイドラインの作成 ● 日本の公害・環境管理の経験に関する情報の整備・体系化、開発途上国での適用可能性を考慮した日本の経験を伝えるツールの開発 <p>情報の整備にあたっては、次の点を考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存のデータベースや情報媒体を活用し不足分を補填すること、分野別に分散した形で整備すること ● 情報ネットワークの中心となる主体が集まり、国際環境協力のための情報整備戦略を作成し、役割分担して効果的に情報を活用できるネットワークの形成を支援すること ● 情報ネットワークの中心に相談窓口を設けて情報の入手方法や提供方法がわかるようにすること ● 特定テーマに関して情報を有する人々のネットワークを構築すること ● 利用者からの意見を踏まえ定期的に情報を更新すること <p>【国際環境協力への支持と参加促進に役立つ情報の整備】</p> <p>国民の国際協力への支持及び参加を促進するため次のような情報提供等を行っていくべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際環境協력에興味のある学生や NGO/NPO を対象とした、国際環境協力の参加機会に関する情報の提供(参加前におけるオリエンテーションの実施などの支援を含む) ● 国民各層に対する国際環境協力政策の立案・実施・評価のプロセスや結果に関する情報の提供 ● 情報に対する質問や意見を受け付ける窓口を設置するなど、わかりやすい情報提供

本文見出し	取組みの内容
(2) 新たな国際環境協力の不可欠な人的基盤の強化	<p>【環境協力専門家データバンクのより一層の充実化】</p> <p>既存のデータバンクを見直し、より効率的なシステムにしていく必要がある。具体的には次のような方策が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● データバンクの対象範囲を、二国間協力のための技術分野にとどまらず、国際機関にも広げること ● データバンク登録者に加え、青年海外協力隊員や JICA 研修参加者、学生など環境協力専門家のポテンシャルを持つ人々によるメーリングリストを作成し、専門家の活動状況、専門家公募情報、国際環境協力に係る政策立案や評価に関する情報を配信すること（環境調査研修所のメールマガジンの発展拡大） ● 専門家の派遣実績に関する(財)海外環境協力センター（OECC）のデータベースを更新し、JICA と共有すること ● 分野別キーパーソンをリストアップし、情報交換を容易にすること
	<p>【職員・社員の環境協力を奨励するインセンティブの導入】</p> <p>地方公共団体・大学・研究機関・企業が、環境協力に携わる職員・社員の海外派遣を奨励するようなインセンティブの導入について、関係機関と次のような検討をすすめる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体職員の派遣に関わる法制度の改正 ● 派遣期間中の給与補填措置や職員等の派遣実績に基づく派遣団体の表彰制度の導入 ● 表彰結果や派遣者の業績の広報 ● 職員等の派遣に対する追加的な予算や研究費の交付 ● 地方公共団体職員が長期派遣される場合の受け皿となるような機関のリストアップと協力への働きかけ
	<p>【専門家の雇用が確保されるメカニズムの形成】</p> <p>企業や地方公共団体の退職者の中には、専門家として役立つ人材が多数存在する。そのような人材の継続的かつ本格的な活用のため、異文化適応に関するトレーニングなど人材の再教育と人材をプールする仕組みの構築に向けて、教育機関関係者、援助機関、NGO/NPO、産業界等の有識者による検討を進める必要がある。</p>
(3) 新たな国際環境協力のための資金の確保・効果的活用	<p>【国の予算措置の強化】</p> <p>地域・準地域レベルで実施するプロジェクトについて、状況に応じて、他の参加国の資金負担を検討する必要がある。</p>

本文見出し	取組みの内容
(3) 新たな国際環境協力のための資金の確保・効果的活用	<p>【様々な主体による環境協力を支援する資金の強化】</p> <p>様々な主体による環境協力を支援する資金を強化するため、次のような取組みが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際環境協力のための各種基金への寄付を企業及び国民各層に働きかけること ● 寄付をしやすいようにする税制上の優遇措置の拡大を検討すること ● 多くの主体が参画した国際環境協力のための基金の設立を検討すること（具体的には、政府のイニシアティブにより、経常利益の1%クラブ¹を拡大し、環境協りに係る共同の基金を設立するなど）

3 2 新たな国際環境協力を進めるための体制強化

本文見出し	取組みの内容
(5) 我が国の研修体制と開発途上国におけるサポート体制の強化	<p>【研修員等受入体制強化:スクリーニングとフォローアップ】</p> <p>効果的な研修を行うため、次のような研修者のスクリーニングとフォローアップが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境分野の研修参加者が、研修後に地域の環境管理システムの改善に活躍できる人材となるよう、研修実施機関が独自の基準を設けて研修員をスクリーニングすること ● 研修参加者の名簿を整理し定期的な更新を行う体制を整備すること ● 研修参加者を自国での研修の講師にするなど、研修後に活躍できる場作りを検討すること
	<p>【研修員等受入体制の強化:研修内容の充実】</p> <p>研修内容を充実させるため、次のような取組みが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国別の環境管理能力向上プログラムの内容に合わせ、研修プログラムの再編、教材の開発を関係機関と協力して実施すること ● 受入れ機関の特性を考慮して、国別、テーマ別の専門性に特化することを検討すること
	<p>【研修員等受入体制の強化:受入機関の強化】</p> <p>受入機関を強化するため、次のような取組が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研修指導者を対象とした効果的な教授方法についてのトレーニングを関係機関と協力して実施すること ● 企業・大学・NGO/NPO等の受入体制を支援すること（環境研修センターなどを有する大学でモデルとなるところを優先的に強化していく、研修生を積極的に受

¹ 経常利益や可処分所得の1%相当額以上を自主的に社会貢献活動に支出しようと努める企業や個人から構成される団体。

本文見出し	取組みの内容
	<p data-bbox="603 237 1358 271">入れる NGO/NPO・企業への助成を検討するなど)</p> <ul data-bbox="544 277 1396 353" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="544 277 1396 353">• 環境分野の学科を持つ大学・大学院に対し、海外から積極的に奨学生を受入れるよう働きかけること <p data-bbox="515 360 1249 394">【開発途上国での国際環境協力サポート体制の強化】</p> <p data-bbox="515 400 1399 517">開発途上国において我が国が行う国際環境協力活動を効果的に実施していくため、次のようなサポート体制の強化が必要である。</p> <ul data-bbox="544 524 1399 922" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="544 524 1399 763">• 我が国の環境協力実施主体による活動の周知と、他のドナー、国際機関、NGO/NPO との情報交換のため、現地レベルでの様々な関係者による意見交換の場や環境協力を支援する会議を主導するとともに、UNDP 等既存の国際機関によるイニシアティブを積極的に支援すること <li data-bbox="544 770 1399 922">• 環境分野の専門職（PhD 保有者等）、日本での研修参加者、現地の言語と日本語に秀でた人などをローカルスタッフとして採用・活用し、日本の環境協力活動をサポートする体制を強化すること